農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2006 3 MARCH

欧州の協同組合と連帯ファイナンス

●独仏協同組合の組合員制度

●フランスにおける連帯ファイナンス

●都市農業（地域レベル）の推移と実態

●組合金融の動き

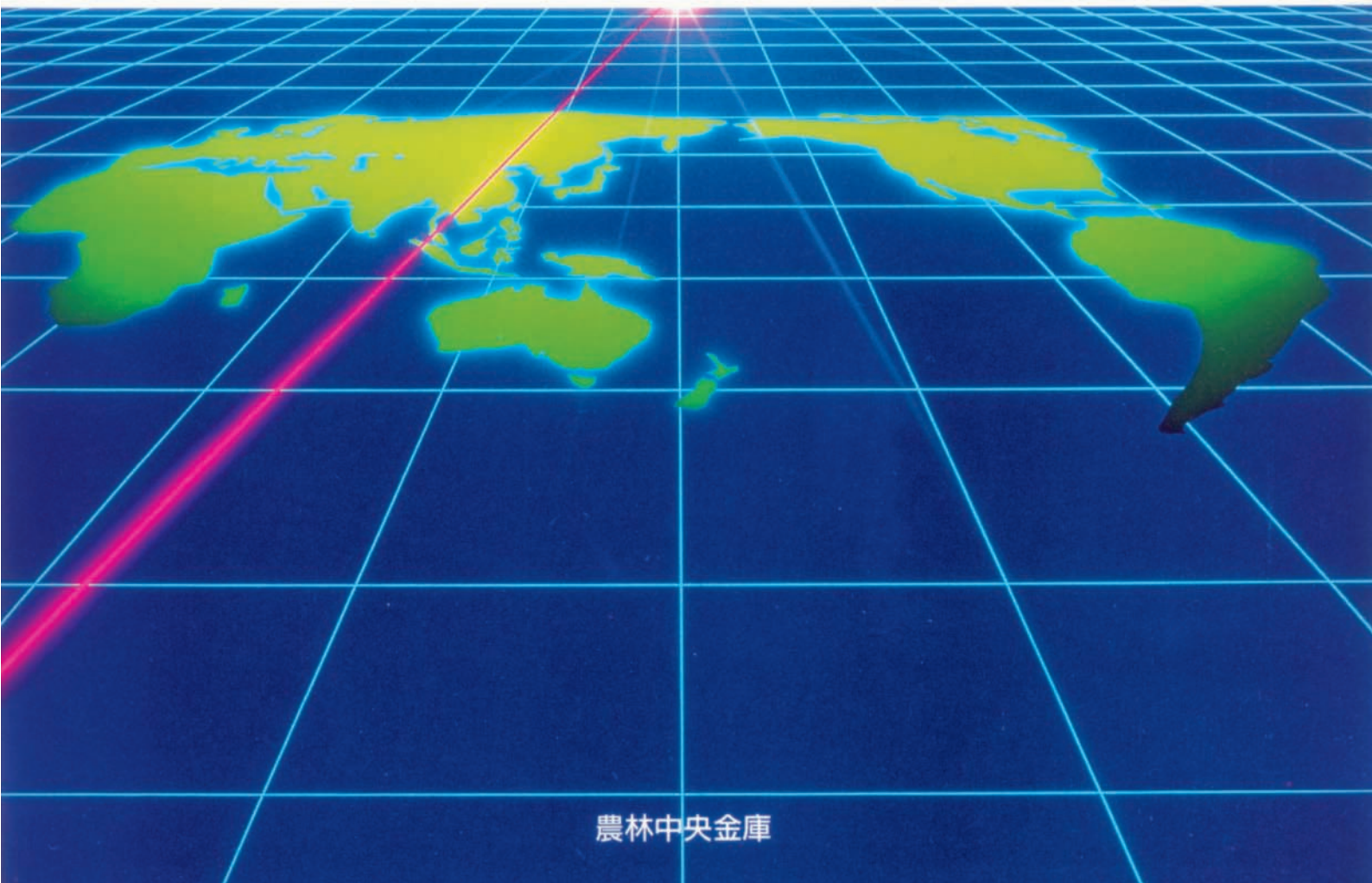

農林中央金庫

今月の窓

『ＥＵの農協』その後

農中総研は2000年２月に『ＥＵの農協　21世紀への展望』を翻訳し，家の光協会から出版した。

そのきっかけは故三輪昌男先生から，「こういうものこそ農中総研でやるべき」と原書を紹介されたことであった。何人かが目を通したところ，これは面白そうだということになり，「この指とまれ」方式で社内全員に声をかけて集まった翻訳チームを，海外農協研究会に仕立てて取り組んだ。これを可能にした背景には，当総研が，その前身である農林中金調査部時代から，欧米の協同組合やそれによる金融の調査を続けてきており，かなりの程度の蓄積があった，という事情がある。

翻訳は約半年にわたったが，作業がすすむとともに参加者の意識に変化が生じてきた。監訳者である当社の小楠前専務が，「外国事情に学ぶ効用の大きいこと」として解題のなかで次のように述べられている。「今回研究会に参加した翻訳者の中から，外国の協同組合がこんなにも自由な発想やあり様であることに驚嘆したとか，わが国の総合農協が類例のない独特のあり様を示していることを実感したといったような感想があった」。実際このとおりであり，実に新鮮な体験であった。

この本は，ＥＵ委員会のある部局からの委託研究であるという意味で，政策との関連の強さを感じさせるが，経済における市場主義の高まりのなかでの協同組合の対応がテーマであり，当時のＥＵ15か国ごとに共通の軸で実情が整理されている。また，協同組合の類型化も行われ，伝統的な協同組合としての対抗力的協同組合と企業家的協同組合がモデルとして提示されている。特に後者はアメリカの新世代農協の流れをひくものであり，それが肯定的なモデルとして扱われていることは，少々驚きであった。

このように，外国事情に学ぶ効用の大きなことは小楠前専務のご指摘のとおりであり，海外の協同組合の動向は，わが国の農協をはじめとする協同組合の今後を考えるうえで，現在でも示唆的である。一方，逆説的な言い方ではあるが，海外の協同組合をめぐる動向や議論を理解しようとすればするほど，わが国のそれについての正確な知識と理解が必要となるようである。

実は，冒頭で紹介した海外農協研究会の活動は現在も続いている。メンバーは若手研究者が中心ではあるが，経験や立場に関係のない当総研の横断的な交流の場であり，議論の場でもある。現在の関心事は協同組合をはじめとする社会的経済の担い手であるが，今後はＥＵ各国の協同組合法制にも関心を広げるメンバーもおり，当分，研究会は続く勢いである。

今月は，研究会メンバーとして活動を続けながら，海外，特にＥＵの協同組合の動向把握をテーマとして取り組んだ調査・研究成果を紹介することとした。

（（株）農林中金総合研究所専務取締役　田中久義・たなかひさよし）

農林金融　第59巻　第3号〈通巻721号〉

目　次

今月のテーマ

欧州の協同組合と連帯ファイナンス

今月の窓

『EUの農協』その後

（株）農林中金総合研究所専務取締役　田中久義

独仏協同組合の組合員制度　斉藤由理子 —— 2

フランスにおける連帯ファイナンス

重頭ユカリ —— 16

都市農業を考える②

都市農業（地域レベル）の推移と実態

蔦谷栄一 —— 32

談話室

アジア諸国とのFTA締結に際して思うこと

——特にベトナム国の場合——

九州大学名誉教授　長　憲次 —— 14

本棚

坂内 久 著『総合農協の構造と採算問題』

長谷川晃生 —— 30

組合金融の動き

中小企業向け融資を巡る金融機関の動向

栗栖祐子 —— 46

統計資料 —— 48

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

独仏協同組合の組合員制度

〔要　　旨〕

1　ドイツとフランスの協同組合は，法体系において対照的である。ドイツには，協同組合全体に共通して組織を規定する協同組合法があり，事業は他業態と同じ一般的な法規による。組織についても組合員制度を中心に定款によって各組合が規定する部分が多い。一方，フランスでは，協同組合共通法と種類別協同組合法があり，種類別協同組合法がまず適用され，そこに規定がないものについては協同組合共通法による。農協には農協法が，クレディ・アグリコルについては農業信用法が，それぞれの組織と事業について規定している。

2　ドイツの農業系協同組合および協同組合銀行は，それ自体としては政策目的の遂行機関とは位置づけられていないため，政策目的および支援の対象である組合員の資格や活動が法律上限定されている必要がない。一方，フランスでは農協もクレディ・アグリコルもそれぞれ国の農業に対する支援策と歴史的に強く結びついてきたため，組合員の資格や組合の事業が法的に限定されてきた。

3　この結果，ドイツでは，組合員制度の大部分を定款で規定できるが，農業系協同組合と協同組合銀行の多くでは組合員資格を規定していない。フランスの農協は正組合員と準組合員の２種類の組合員を持ち，準組合員に議決権を付与し，員外利用も一定程度認めつつも正組合員中心の運営の仕組みが工夫されている。クレディ・アグリコルでは当初は農業者とその組織に組合員が限定されていたが，一般金融機関化に伴って徐々に組合員の範囲は拡大し，現在では，原則誰でも組合員にも利用者にもなることができる。

4　環境の変化に組合員制度が対応するには，法律の改正による方法と定款による方法が考えられる。ドイツでは組合員制度の多くが定款の規定にゆだねられている上に1973年の法改正によりさらに定款の選択肢を拡大した。フランスにおいては，組合員制度の変更には原則法律改正が必要であるが，農協，クレディ・アグリコルともに，法改正によって定款にゆだねる部分を拡大させている。環境の変化への柔軟な対応や組合の多様化への対応のためには，定款による各組合の選択を重視するという方法がとられていると考えられる。

目　次

はじめに
⑴　分析の対象
⑵　独仏の協同組合の法体系
⑶　政策と協同組合の関係
1　ドイツの協同組合の組合員制度
⑴　ドイツの協同組合の概要
⑵　定款自治
⑶　組合員資格
⑷　出資
⑸　議決権
⑹　員外利用
⑺　1973年の協同組合法大改正
2　フランスの協同組合の組合員制度
⑴　フランスの協同組合の概要
⑵　農協の組合員制度
⑶　クレディ・アグリコルの組合員制度
むすび
⑴　政策目的と組合員制度の法的限定
⑵　組合員制度の変化への対応
⑶　協同組織金融機関の組合員・利用のオープン化と組合員との紐帯強化

はじめに

⑴　分析の対象

協同組合は組合員を中心とする組織であり，それぞれの協同組合において，その目的と組合員の範囲との関係，組合員と事業，運営との関係は，その組合の性格を決める主要な要素である。組合員を中心としたこのような関係を本稿では組合員制度として分析の対象とする。

本稿では，協同組合法の体系でも協同組合そのものが政策目的の遂行機関と位置付けられているかという点でも，対照的なドイツとフランスの協同組合を取り上げ，そのうち，日本の総合農協との対比という意味からそれぞれの農協と協同組織金融機関の組合員制度を対象とする。ドイツについては農業系協同組合と協同組合銀行，フランスについては農協とクレディ・アグリコルである。これらの協同組合の組合員制度の特徴と，環境の変化に対応してどのように組合員制度が変化してきたかを中心に取りまとめる。

なお，ドイツの一部の兼営組合を除き独仏の農協では信用事業を行っておらず，協同組織金融機関も金融事業（保険を含む）のみを行っている点で，日本の総合農協とは大きく異なっていることに留意されたい。

⑵　独仏の協同組合の法体系

最初に，両国の協同組合に関する法体系の概要を紹介する。

ドイツでは，1889年に制定された，「産業および経済協同組合に関する法律」（Gesetz betreffend die Erwerb-und Wirtschaftsgenossenschaft：以下「協同組合法」という）が，協同組合に関する唯一で共通の根拠法となっている。協同組合法は，協

同組合の組織を規定した法律であり，例えば協同組合銀行の事業が金融機関全体を対象とした信用組織法によるように，事業については，他の組織にも共通する一般的な法規が適用される。

一方，フランスにおいては，全協同組合を対象とする共通法である，「1947年９月10日協同組合制度の地位を定める法律第47-1775号」（以下「協同組合共通法」という）があり，また，各種協同組合についての種類別協同組合法がある。農協については農業協同組合法，クレディ・アグリコルについては農業信用法がある。協同組合共通法と種類別協同組合法では，種類別協同組合法がまず適用され，規定がない場合に協同組合共通法が適用されるという関係である。また，協同組合共通法は組織法であり，種類別協同組合法は組織と事業の両方を規定している。さらに，クレディ・アグリコルについては84年の新銀行法の対象金融機関でもあり，組織・事業両面で新銀行法の適用も受けている。

⑶　政策と協同組合の関係

ドイツとフランスでは政策と協同組合との関係も異なっている。ドイツでは協同組合そのものが政策目的を遂行する手段でなく，公的支援の対象でもないため，政策に対応するかたちで協同組合の組合員や活動を法律上限定する必要がない。

一方フランスの農協とクレディ・アグリコルは，農業政策を進める上で大きな役割を果たすとともに優遇措置なども行われており，また組合員や活動は法律上限定されてきた。

１　ドイツの協同組合の組合員制度

⑴　ドイツの協同組合の概要

ドイツの協同組合には，協同組合銀行（信用協同組合），農業系協同組合，事業系協同組合，消費協同組合，住宅協同組合の５つの種類がある。うち，本稿で対象とするのは，農業系協同組合と協同組合銀行である。この一部に購買・販売事業を行う協同組合銀行（以下「兼営組合」という）がある。

2004年における農業系協同組合（兼営組合を含む）の事業体数は3,472，組合員数は235万人であり，協同組合銀行（兼営組合を含む）の事業体数は1,354，組合員数は1,551万人である。うち兼営組合の事業体数は249，組合員数は153万人である。

農業系協同組合には，兼営組合のほか，購買・販売協同組合，酪農協同組合，青果物協同組合，ワイン醸造協同組合，家畜・食肉加工協同組合などが含まれ，日本における専門農協が中心である。また，漁業協同組合も含まれる。兼営組合も含め農業系協同組合の235万人の組合員のうち，農家は69万人であり，それ以外は融資を受ける人や商品を購入する人なども組合員となっている。

農業系協同組合の連合会組織には非事業組織と事業組織があり，非事業組織は監査

を中心とする地方中央会および全国中央会であるDRVがあり，事業組織には，地域基幹中央会と全国規模連合会が合わせて24ある。地域基幹中央会にはバイバ株式会社など株式会社となっているものもある。本稿での対象は単協段階の農業系協同組合である（第１図）。

協同組合銀行は，信用組織法によるすべての銀行・証券業務を行っている。組合員数は1,551万人，顧客数は３千万人，国内における対顧客預金に占めるシェアは単協段階で19.2%，中央銀行段階では1.7%とほぼ２割である。

協同組合銀行には，フォルクスバンク，ライファイゼンバンクのほか，協同組合原則により経営されるシュパルダバンク，PSDバンク，APOバンクなどが含まれる。協同組合銀行のうち兼営組合があるのはライファイゼンバンクのみである。

連合会組織には，農業系協同組合と同様に，非事業組織と事業組織があり，非事業組織には農業系協同組合と共通の地方中央会があり，全国組織であるBVRがある。

事業組織には，地方段階でＷＧＺ－BANKが，全国段階に株式会社であるDZ BANKがあり，その他に抵当銀行などの専門金融機関がある。本稿で組合員制度の対象としているのは，単協段階の協同組合銀行である。

1960年時点では，協同組合銀行に占める兼営組合の割合は組合数で76%，組合員数で36%であったが，04年には組合数で19%，組合員数では10%まで低下している（第２図）。

これは，兼営組合における経済事業の取扱高は少なく(注１)，収支的に厳しいために，合併などを契機として，取扱規模の大きい経済事業単営の協同組合や連合会に経済事業を売却し，信用事業に特化してきたためである。

（注１） 2004年の兼営組合の１組合員当たりの取扱高は900ユーロで，その他の農業系協同組合の4.4%に過ぎない。

第１図　ドイツの農協と協同組合銀行の系統組織

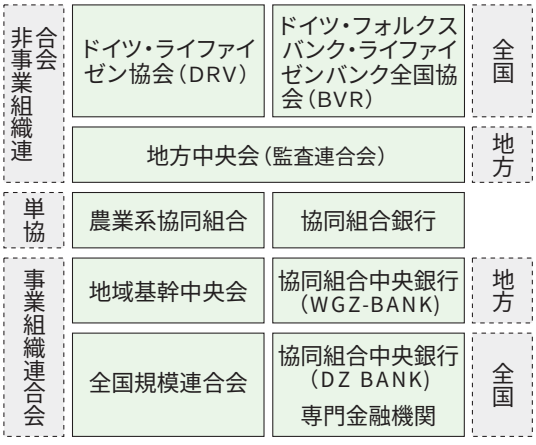

資料　DGRV　ホームページ（http://www.dgrv.de/en/cooperatives.html）を参考に筆者作成

第２図　ドイツ協同組合銀行の兼営組合比率

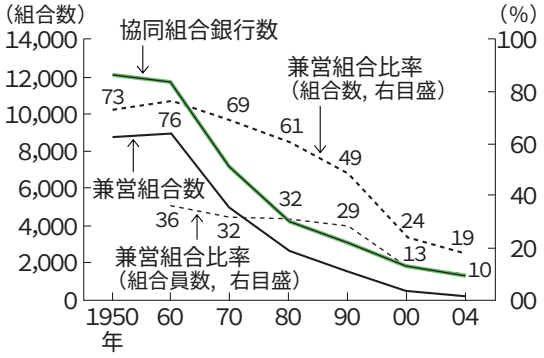

資料　DG BANK "*Die Genossenschaften in der Bundesrepublik Deutschland* 1991 *Statistik*", DG VERLAG "*Die deutschen Genossenschaften* 2005"

⑵　定款自治

ドイツの農業系協同組合と協同組合銀行の組合員制度の特徴は，組合員制度を規定する大部分について，定款によって規定することができることである。

すなわち，定款では，第１表のとおり，事業目的を規定しなければならず（絶対的記載事項），組合員資格における地域限定，員外利用，複数議決権，複数出資については，それを採用する場合，定款に規定しなければならない（相対的記載事項）。また，地域以外の組合員資格を定款で規定することもできる。

第1表　協同組合法による定款の絶対的記載事項と相対的記載事項の規定

絶対的記載事項	・協同組合の名称および所在地 ・事業目的 ・追補責任についての規定 ・総会の招集, 決議の記録形式, 議長 ・公告の形式, 公告に用いる公刊紙 ・出資金限度金額, 最低出資金払込金額 ・法定積立金
相対的記載事項	・複数口数出資 ・協同組合の存立期限 ・組合員資格における地域の限定 ・事業年度 ・複数議決権 ・特定多数決事項 ・員外取引

資料　小楠（2003）

⑶　組合員資格

農業系協同組合，協同組合銀行とも，組合員資格を原則限定してない。協同組合共通法においては，協同組合全体の法律であるため，当然資格を限定しない。また，中央会が作成する農業系協同組合および協同組合銀行の標準定款においても，「自然人，人的会社，私法または公法による法人」とされており，限定していない。それ以上の限定は，各協同組合の定款による。協同組合の定款全体についての統計データはないので正確なところはわからないが，大多数の農業系協同組合および協同組合銀行の定款では組合員資格を限定していないようである。(注2)

このうち組合員資格を限定している例を紹介すると，協同組合銀行のうち，APOバンクは，定款で組合員を薬剤師，医師，歯科医，獣医および医療関係組織に限定している。ニッチで成長性の高い分野として戦略的に医療関係者に限定しているのである。ただし，このように組合員資格を限定している事例は協同組合銀行のなかのごく少数である。

また，農業系協同組合では，市場構造法の組織で公的支援（補助金）の対象となる「生産者共同体」であることを選択した場合には，農業もしくは漁業分野の経営主であり，生産者共同体として承認を受けることができる生産物を生産することを，組合員資格として定款に記載しなければならない。このように農業系協同組合では公的支援との関係で定款に組合員資格を限定している場合もある。(注3)これ以外に生産者共同体に関係なく組合員資格を限定する例もあると思われる。

このように，大多数の組合では組合員資格を定款で限定していないが，組合員資格の取得には協同組合による承認が必要であるため（協同組合共通法による），協同組合側が不適当と判断すれば組合員の加入を断

ることができる。

（注２）05年10月のDZ BANKヒヤリングによる。
（注３）05年10月のDZ BANKヒヤリングによれば，00年において生産者共同体は1,079であり，うち60～70％が農業系協同組合（全体では3,800）とのことである。

⑷　出資

出資については，定款によって複数出資を可能とすること，また複数出資を義務とすることを規定することができる。複数出資の基準としては，組合員平等でも，組合利用度，組合員の経営に関する指標によることもできる。

⑸　議決権

協同組合法では，総会，総代会における議決権は１人１票とされているが，定款によって複数議決権を規定できる。ただし，複数議決権は１人３票を限度とし，また定款の変更，合併，解散等の特別多数決事項には複数部分を行使することはできない。複数議決権は総代会制の場合の総代には認められない。

⑹　員外利用

員外利用を認める場合には定款で規定することが義務付けられている。

多くの協同組合銀行で，「大口の融資は組合員対象」と定款に記載しており(注４)，したがって，大口の融資以外については員外取引が行われているのが一般的とみられる。こうしたなかで，シュパルダバンクでは，クレジットカード決済など一部を除き銀行業務を組合員に限定している。同行では組合員に限定して高金利の預金などの有利なサービスを提供し，組合員は増加している。

員外利用については，各協同組合が状況に応じて柔軟に定めていると考えられる。

（注４）05年10月のDZ BANKヒヤリングによる。

⑺　1973年の協同組合法大改正

これまでみてきたように，ドイツの協同組合では組合員制度について定款がその多くを規定できる仕組みであるが，キーワードを「定款自治の拡大」とした73年における協同組合法の大改正によって，さらに定款による選択の範囲は拡大した。

この改正は，①自己資本調達力の強化，②業務執行力の強化，③その他の法的整備を目的とした多様なものであり，そのなかには，複数議決権の導入，追補支払義務を伴わない出資金制度の導入など組合員制度に関連する事項も含まれている。

また，協同組合法は員外貸出を禁止していたが，73年の改正で削除された(注５)。

改正事項の大半は各組合の選択肢を広げるものであり，そのなかから各組合の判断で選択し，定款に規定することを可能としたのである。

（注５）小楠（2003）によれば，員外貸出規定は法人税率優遇との見合いで規定され，さらに員外貸出禁止を削除した２年後の75年には金融機関関税制の実質平等化が行われた。

２　フランスの協同組合の組合員制度

⑴　フランスの協同組合の概要

フランスの協同組合は，その全国組織

(GNC) によれば，非金融協同組合と金融機関，さらに社会的経済組合という３つのグループに分類され，非金融協同組合は，さらに利用者協同組合，事業協同組合，生産・労働協同組合に分類される（第２表)。

本稿では，このうち事業協同組合である農業協同組合（以下「農協」）と金融機関のうち最大のクレディ・アグリコルを対象とする。

03年における農協の事業体数は3,500（協同組合，連合会，農業共同利用組合合計）であり，その子会社は1,500，売上高は770億ユーロである。また，組合員数は110万人である（99年)。農協のうち複数分野の事業を行う多目的農協は全体の３％であり，大多数は分野別の農協である。分野別にはワインなどのアルコール飲料（組合数構成比21%)，家畜の集荷・飼料供給（同16%)，牛乳（同13%)，果実，野菜などがあり，それぞれが分野別に連合会を作っている

第2表　フランスの協同組合

非金融機関協同組合	
利用者協同組合	
	消費者協同組合, 住宅協同組合
事業協同組合	
	農業協同組合, 手工業者協同組合, 輸送協同組合, 海事協同組合, 小売業協同組合, その他事業協同組合
生産･労働協同組合	
	労働者協同組合
社会的経済組合	
金融機関	
	クレディ･アグリコル, バンク･ポピュレール, クレディ･ミューチュアル, クレディ･コーペラティフ, クレディ･マリティム, 相互保証会社, 銀行協同組合, ケス･デパルネ等

資料　Higher council for cooperation “*Higher council for cooperation 2000 Co-operative movements in the European Union*”

（第３図)。また，株式会社形態の系列会社を作ることもよくみられる。

クレディ・アグリコルは，地区金庫，地方金庫，全国金庫の３段階からなる（第４図)。また非事業組織として全国連合会がある。全国金庫と地方金庫が金融業務を行い，地区金庫は金融業務を行わない。組合員が加入し，出資しているのは地区金庫であり，地区金庫は組合員，出資の管理を行うとともに理事会が地方金庫の貸出審査委員会に出席する。全国金庫は株式会社であり，地方金庫と地区金庫が協同組合である。本稿の組合員制度の対象としているのは地

第3図　フランス農協の活動別協同組合数構成比

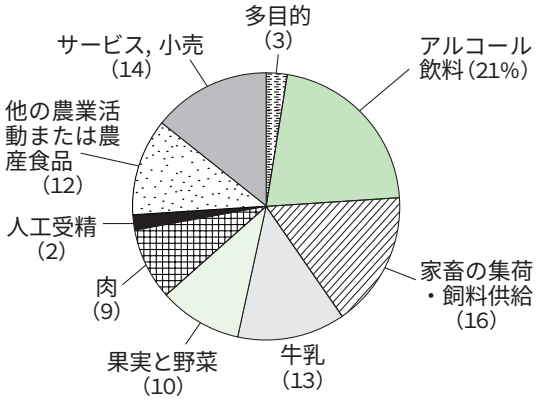

資料　Coop de France "LA COOPERATION AGIRICOLE FRANCAISE" October 2004
（注）　子会社を含む5,000事業体の内訳。

第4図　クレディ･アグリコル･グループの概要

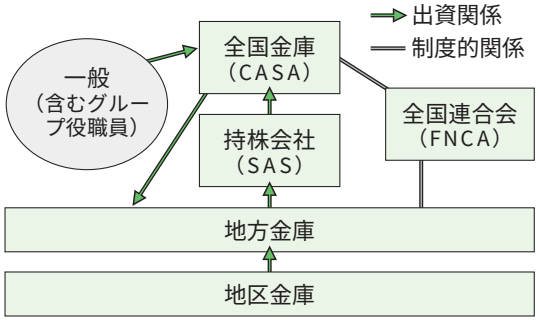

資料　FNCA資料をもとに筆者作成

区金庫の組合員である。

農協とクレディ・アグリコルの関係については，クレディ・アグリコルは農業関係の融資に比較的積極的であるため，小規模の農協や農業者は融資についてクレディ・アグリコルを中心に利用し，大規模な農協や農業者は他金融機関とも取引する傾向がある。農業者は必要であれば農協の組合員であるとともに，クレディ・アグリコルの組合員となっている。農協がクレディ・アグリコルの組合員となることも，クレディ・アグリコルが農協の準組合員となることもある。(注6)

以下では，農協とクレディ・アグリコルの組合員制度をそれぞれ紹介する。

（注6）05年10月のCoop de Franceヒヤリングによる。

⑵　農協の組合員制度

a　特別法と模範定款

フランスの農協には，税制面での優遇措置（組合員取引について事業税免税，但し員外取引は課税等）があり，また歴史的には財政的な支援も受けてきた。それらを背景に，農協は，農協法によって組合員資格等が定められているとともに，次のような当局による認可，管理も行われている。すなわち模範定款は農林省が作成しており，当局による認可否認の理由ともなるため各農協の定款は模範定款を尊重しなければならない。また，毎年農協の活動が定款に一致することを表す資料を当局に提出する。

b　組合員資格

フランスの農協の組合員には，正組合員（associé coopérateur）と準組合員(注7)（associé non coopérateur）の２種類がある。正組合員たる資格を有するものは，農業者，林業者の資格を有する個人・法人，これと同等の機能を有するもの，共同経営組織，その組織する団体である。準組合員たる資格を有するものは，正組合員であったもの，農協とその周辺会社の職員，正組合員資格を有しない組織，農業会議所，農業共済保険金等である。

以上の組合員資格は，農協法に定められており，準組合員については，定款でこれらの資格者の加入を認めることができるとしている。定款で準組合員加入を認めないことも可能である。

c　員外利用

農協法では，組合員でない第三者の利用を20％まで認めている。非組合員との事業は特別会計の対象とし，それによる剰余金は内部留保として積み立て，組合が損失を補てんする場合のみ使用でき，組合員に配分することはできない。

d　組合員の権利と義務

正組合員は当然のことながら準組合員についても利用は制限されていない。

正組合員は事業量に比例して出資を行い，活動の全部または一部について組合を利用する契約を結ぶ義務がある。その契約内容や期間等は定款で規定するが，契約期

間内の脱退は原則認められない。

また，準組合員の出資は正組合員と区分経理を行う。

議決権について，農協法は，出資者（正組合員と準組合員）は総会において１人１票の議決権を有するが，定款によって議決権の加重を定めることができるとしている。準組合員全体では総会における議決権の５分の１を超えて保有することはできないと上限が定められている。なお，個々の準組合員も議決権の100分の10を超えて行使できない。員外利用者には議決権はない。

このように，利用，出資および議決権については，正組合員，準組合員，員外利用者ごとに明確に区別がされており，準組合員に議決権を与え，員外利用を一定の範囲まで認めつつも，正組合員中心の事業の利用，出資，運営が行われる仕組みが工夫されていることがわかる。

e　1972年農協法改正

このように，正組合員だけでなく，準組合員の出資・参画，員外の利用も取り入れた組合員制度となったのは，72年の農協法改正がその第一歩であるとみられる。これはEC内の競争激化に対応するために農協の競争力強化をはかったものであり，定款において，以下の事項の選択を可能とすることにより，組合員制度にかかわるいくつかの原則が緩和された（第３表）。

第3表　1973年の農協法改正の内容

・員外取引禁止の緩和（事業分量の20%まで，ただし員外取引分は課税）
・複数議決権の導入（総会出席者の20分の1まで）
・連合会への加入者拡大
・非組合員（non-coopérateur）の資本参加（総会票決権の20%まで，理事会の1/3まで）

資料　二木・今川・蔦谷（1983）
（注）　資本参加した非組合員は，本稿でいう準組合員となる。

（注７）“ associé non coopératif ”を準組合員としているのは、正組合員（associé coopératif）に近い者に出資をさせ経営への参画を一定程度認めた点から、「組合員の範疇に含めてよい性格である」として「準組合員」とした小楠氏の訳による。

(3)　クレディ・アグリコルの組合員制度

a　組合員資格と利用のオープン化

現在では，クレディ・アグリコルの組合員になるには，出資金を出すという誓約書を書くだけでよく，誰でも組合員となれる。また，利用者になる，すなわち口座を保有するには，身分証明書と住居証明さえあればよく，誰でも利用者になることができる。また，組合員と非組合員との間に利用上の違いは全体としてはないが，一部には定款で借入は組合員でなければならないと規定しているところもある。(注８)

なお，組合員の議決権についての規定は農業信用法にはなく共通法に規定されるので，１人１票であり，利用量に比例した出資についても規定されていない。

b　組合員資格と員外利用緩和の制度改正

クレディ・アグリコルは，財政資金を農業分野に供給するという政策のために協同

組合を活用するべく制度化されたものであった。したがって，当初，組合員資格は，農業生産者およびその組織する団体に農業信用法上は限定されていた。

それが，農業金融に限定された金融機関から非農業分野にも取り組み，一般金融機関化していくとともに，組合員制度の緩和も進められた。

1959年に人口２千人以下の地域における居住目的の不動産所有者に出資が認められ，71年の「農業から農村へ」をキャッチフレーズにした制度改正では，農村地帯（人口５千人以下）の個人および小規模事業主のほぼすべてに加入資格が与えられ，さらにその農村地帯の範囲が，76年には人口7,500人未満，79年には１万２千人へと拡大した（第４表）。

さらに，92年の政令によって，金融機関のサービスを利用しようとしたものを組合員として承認する可能性を，定款によって定めることができることになった。すなわち定款によって，農村地帯に限らず，個人・法人を問わず，誰でも組合員とすることができることになった。

また，79年の政令により，組合員の条件を満たさないもののうち，「利用者」“usager”としての資格を満たすものを指定して，これに対して金融サービスを行うことができることとした。その対象は順次追加され，食品関連企業，商業，工業，サービス業，不動産所有者，建設業者，組合等の組織，個人（家計に必要な資金について），公法上の法人，混合経済会社等大変広い範囲を対象とし，これによって事実上誰でも利用者となることができるようになったと考えられる。

（注８）05年10月のFNCAヒヤリングによる。

第４表　クレディ・アグリコルの組合員資格

改正年	改正内容
1959年以前	・農（林）業関係の諸団体の構成員，農業周辺・組織機関
59年追加	・農村コミュンに居住用不動産を所有する者
65年追加	・農村地帯に在住し主として農業のため事業を行う手工業者（常用者2名まで）
71年追加	＜農村地帯（1971年当時5千人未満のコミュン，ただし人口5万人を超える市街化区域の一部となる2,001人から5,000人未満のコミュンを除く）において＞ ・農村在住の手工業者 ・農林業企業 ・農林用地を有する個人・法人 ・獣医・測量士・薬剤師 ・農村の利益に資する各種組織 ・農村地帯に主たる住居を有する勤労者，退職者 ・農村地帯にセカンドハウスを所有する者
76年変更	＜農村地帯の人口上限7,500人未満＞
79年変更	＜農村地帯の人口上限12,000人未満＞

資料　小楠（2001）

むすび

最後に，注目される３つのポイントについて取りまとめて，むすびとしたい。

(1)　政策目的と組合員制度の法的限定

第１は，協同組合が政策の遂行をその役割としているかどうかが，法律上の組合員制度限定に大きく影響していることである。ドイツでは組合員制度の多くが定款にゆだねられているが，一方フランスでは種類別協同組合法によって組合員資格等が限定されているという違いからもこのことは読み取れる。一方，ドイツの一部の農業系

協同組合は，公的支援の対象となるために生産者共同体を選択しているが，その場合には必要とされる組合員資格等を定款に規定している。すなわち，自主的に公的支援の対象を選択する場合には法律上ではなく定款に定めるという方法がとられている。

⑵　組合員制度の変化への対応

第２は，環境変化に組合員制度が対応する際には，定款の変更による方法と法律改正によるという方法があることである。ドイツにおいては組合員制度に係る多くが定款に委ねられている上に，1973年の協同組合共通法大改正によって，さらに複数議決権の導入など定款に委ねられる部分は広がった。一方，フランスは種類別協同組合法（農協法，農業信用法）により組合員資格等の組合員制度の大半が規定されており，フランスにおいては組合員制度の変更には原則法改正が必要となる。

しかし，フランスにおいても，72年の農協法の改正では，員外取引禁止の緩和や複数議決権の導入等が定款によって選択可能となり，クレディ・アグリコルについても，1992年の政令によって，地域，個人・法人を問わず，誰でも組合員にする可能性を定款によって定めることが認められた。すなわち，定款によって各組合が選択する範囲の拡大が行われている。

環境の変化に，より柔軟に対応するために，また各組合の多様化にも対応することが必要な場合には，法律自体を変更するのではなく，定款による各組合の判断にゆだねるという方法がとられていると考えられる。

⑶　協同組織金融機関の組合員・利用のオープン化と組合員との紐帯強化

このような組合員制度の変更の結果として，現状では，独仏の２つの協同組合金融機関とも実質的に組合員資格は限定されておらず，また員外利用も大口貸出等一部を除き制限されておらず，誰もが組合員にも利用者にもなることができる。そうしたなかで，最近クレディ・アグリコルグループにおいて組合員拡大策が行われ，また地域振興策に積極的に取り組んでいることに注目したい。

クレディ・アグリコルのグループとしての目標は，組合員を現在の利用者の３分の１から２分の１に増加させることである。その目的は，直接的には組合員の核となっている農家が減少傾向にあることへの対応であり，また組合員の増加による出資金の拡大との説明を受けた。このために，顧客に金融商品を提案する際に業務内容を紹介し，組合員加入を勧める，組合員加入のためのキャンペーン広告を行うなどしている。新規に組合員に加入する動機としては，クレディ・アグリコルが地域振興に役立っていることが多い(注９)。また，クレディ・アグリコルの地区金庫の理事は，従来地方金庫の貸出審査委員会への参加を活動の中心としていたのが，最近では地域振興のための予算を持ち，地域振興のために活動しているなど(注10)，地区金庫，地方金庫とも地域振

興に積極的に活動している。

このように，クレディ・アグリコルにおいて，組合員拡大を推進し，また地域振興の取組みが行われているのは，組合員，利用者の制限を緩和してきた長い歴史を経て，組合員との結びつきの強化や協同組織金融機関としての存在意義の再確認が必要になっているからではないだろうか。

（注９）05年10月のFNCAヒヤリングよる。

（注10）クレディ・アグリコルグループ年報2004年版によれば，地域振興への取組みとして，グアドループの地区金庫は，珍しい植物の生育環境を守るため，乾燥地帯の池の修復プロジェクトに参加している。

＜参考文献＞

・Ｇ・アシュホフ／Ｅ・ヘニングセン著，関英昭／野田輝久訳（2001）『新版ドイツの協同組合制度―歴史・構造・経済的潜在力』日本経済評論社
・小楠湊（1978）「西ドイツの組合金融」『海外組合金融調査シリーズ』第１集
・小楠湊（1980）「西独・フランスにおける組合金融の環境変化に対する適応とその意義」『農林金融』３月号
・小楠湊（2001）「フランスの協同組合と組合金融の法的構造――農協とCrédit Agricoleを中心に」『総研レポート』12調一No.9
・小楠湊（2003）「ドイツ協同組合と組合金融の法的構造――協同組合銀行の組織と業務」『総研レポート』14調一 No.8
・津守英夫（1979）「フランスの農協事情」『海外組合金融調査シリーズ』第８集
・農林水産業生産性向上会議（1975）「ヨーロッパの農業金融」『海外農業金融視察報告書』83
・比企朋子（1996）「フランス協同組合金融機関の現状と展望」『農林金融』10月号，P.17-49
・二木三郎，今川直人，蔦谷栄一（1983）「欧州農協制度等実態調査報告書」『調査資料』58第10号
・Coop de France（2005）“ *Agricultural Cooperation in France* ”

（主任研究員　斉藤由理子・さいとうゆりこ**）**

談話室

アジア諸国とのFTA締結に際して思うこと

――特にベトナム国の場合――

WTOの新農業交渉がいま最終段階を迎えている。関税上限枠の大幅一律引き下げは，米作を根幹にして成り立っているわが国の農業と農村を守っていく上で譲許できない死活問題である。「譲れるものは譲るが守るべきは守る」という原則がこれからも揺らぐことなく貫かれていくことを期待したいが，WTO交渉の一方で，特定の国または地域間でのFTA（自由貿易協定）の締結が，最近の世界の新しい動向となっている。わが国もまたその方向で，特にアジアの多くの国々との間で，新しい関係構築を急ごうとしている。シンガポールやマレーシアとの協定締結が終わり，タイ，インドネシア，ベトナム等との交渉が現在進行中のようである。

貿易の自由化を目指した協定である以上，FTAあるいは経済連携協定（EPA）の場合にも，国や地域間にはWTOの場合と同様の経済的利害対立や摩擦が付きまとうことは避けられない。この点で，これまでの諸ケースでは，国内農業の維持やWTO合意との整合性の保持等の理由から，農林水産物に関してはWTOですでに譲許した枠組みに即してFTA協定は締結され，関税枠の引き下げも段階的に実施するようになっているのがこれまでの大方の実績である。そうした枠組みを前提にすると，農業分野でセンシティブとなる品目は特に東南アジア諸国の場合には意外と少ないのが実情のようである。ベトナムの場合もそうである。

昨年暮れからFTA締結への予備交渉が始まったベトナムでは，1986年に始まった市場経済化に向けた改革の進展に伴って農業生産は躍進した。だが最近では，ハノイとホーチーミンの南北二大都市圏に集中して経済発展が進行してきた中で農民所得は伸び悩み，都市と農村での所得較差が次第に増大し，農村での貧困層の堆積が大きな問題となってきている。アジアの経済発展の先行モデルとなってきた日本や台湾の場合には，戦後の農業復興と農村経済の発展が，

食料の安定供給の他，国内市場の拡大，資本の蓄積，質の高い労働力の形成と他産業への移転等と結び付き，それによって特に経済発展の初期段階で農業が大きな役割を果たしてきたのに対して，ベトナムでは長い戦禍と国際的に孤立した社会主義経済体制の下で農業が著しく立ち遅れた状況から改革が始まり，諸外国からの直接投資や海外援助が主になって都市中心に経済成長がもたらされてきたためである。農業の発展と農村経済の高揚がベトナムでの健全な国づくりの要諦をなす問題であるように考えられる。

いまベトナムでの農業発展を制約している理由には，農業インフラ整備の問題を含む一連の技術的要因から市場流通条件の整備の遅れ，さらにはいまでも増加し続けている農業就業人口といった構造的要因や市場経済化に向けた改革の実質的遅れに起因している制度的要因に至るまでの多種多様なものが含まれている。それらの問題解決には，明治末から昭和30年代に至るまでの間にわが国の農業と農村が辿った発展過程での経験から実に多くの示唆が引き出せるように思われる。

日本とベトナム相互の自由貿易協定の締結は工業の面でも農業の面でも相互の利益と結び付くものでなければならない。すでに重要な品目となっているエビ等を除くと，農林水産物の新しい輸出相手国として日本に期待できるものは意外と少ないことを考えると，協定締結の後には，ベトナムの農業発展への日本側からの種々の知的技術的支援が大きな比重を占めなければならないだろう。有能勤勉で民族性の面でも日本人と強い共通性をもち，日本と日本人に対する期待と信頼感も極めて強い上に，ベトナムはこれからのアジアの中での日本の国際関係の中で格別の重要性を持っているように考えられる。

そうしたベトナム，あるいはその他のアジア諸国との緊密な相互友好協力関係の確立が，FTA締結を機に，農業サイドからも積極的に推進されて行く必要があるのではないかと考えるところである。

（九州大学名誉教授　長　憲次・ちょうけんじ**）**

フランスにおける連帯ファイナンス

〔要　　旨〕

1　連帯ファイナンスとは，金融面での利益と同様に，社会的な利益を求める組織による資金供給をさす。フランスにおいては，1970年代から80年代の間に増大した失業者の雇用創出のための活動のなかで，連帯ファイナンスの先駆的なイニシアティブが登場した。

2　連帯ファイナンス専門に活動する組織（連帯ファイナンス機関）は，協同組合やアソシエーションなど様々な法的形態をとるが，おもな資金供給先は，①長期的な失業者等困難な状況にある人の就業支援や雇用創出，②経済的，社会的な問題で住宅を見つけることが困難な人たちへの住宅の提供，③有機農業，環境，文化等に関連するプロジェクト，④発展途上国におけるプロジェクトの４つである。フランスでは銀行免許の取得が困難であるため，連帯ファイナンス機関は一般の銀行と提携して業務を行うことが多い。

3　連帯ファイナンスに携わる組織の多くは，フィナンソル（FINANSOL）というアソシエーションに加盟している。フィナンソルは97年に一般の金融商品から連帯のための貯蓄商品を区別するため，連帯貯蓄商品の認定制度を作った。連帯貯蓄商品として認定されるためには，総額の10%以上を連帯プロジェクトに融資するか，あるいは預金金利や配当などの収益の25%以上を非営利の組織に寄付すること，様々な情報を利用者に知らせることが必要である。06年１月末現在，フィナンソルが連帯貯蓄商品と認定している貯蓄商品は48商品ある。

4　04年末の連帯貯蓄ラベル認定商品の利用者数は約13万人，同貯蓄残高は６億1,300万ユーロであり，この資金は１万3,500人の雇用，困難な状況にある800家族のための住宅，国内における428の環境や文化に関するプロジェクト，発展途上国の92万1,000件のマイクロクレジットに供給された。近年連帯貯蓄商品の利用が急増しているが，これは従業員貯蓄制度が改正されたことにより制度を通じた利用が増えたことが影響している。

5　フランスの連帯ファイナンスの特徴としては，フィナンソルというアソシエーションが大きな役割を発揮していること，連帯貯蓄商品の認定制度が設けられていること，連帯ファイナンス機関と既存金融機関等との提携が行われていることが挙げられる。

目　次

はじめに
1　連帯ファイナンスの現況
⑴　連帯ファイナンスとは
⑵　連帯ファイナンスの登場
⑶　概況
⑷　連帯ファイナンス機関と銀行とのパートナーシップ
⑸　フィナンソルの活動
2　連帯ファイナンスの具体的な事例
⑴　ネフ
⑵　クレディ・コーペラティフ
⑶　FEBEA
3　連帯ファイナンスをめぐる動き
⑴　利用者数，残高
⑵　従業員貯蓄制度の改正
⑶　貯蓄・投資に対する税制優遇
⑷　関心の高まり
おわりに

はじめに

本誌2004年６月号で，「金融面での利益と同様に，社会的な利益を求める組織による資金供給」のヨーロッパにおける動向を紹介した。欧州評議会では，こうしたイニシアティブの振興をはかることによって，社会的結束を強め，最も弱い立場にあり様々な不利益を被っている個人やコミュニティに対する保護や支援を行うことができると考えている(注１)。欧州評議会は04年に46の加盟国の実態調査を行ったが，その結果によれば，調査に回答した30か国のうちの70％（加盟国の45.6％に相当）では，何らかのイニシアティブが存在する(注２)。

このことからは，社会的な利益を追求する金融イニシアティブはヨーロッパでは広範に存在していることが分かるが，本稿では国内でネットワーク組織が形成され，ある程度セクターとしての存在が明確であるフランスをとりあげる。05年にフランスでヒアリング調査を行う機会を得たので，その内容を踏まえながら，フランスの特徴について検討してみたい。

（注１）Harrison（2004）p.79
（注２）Council of Europe “Findings of the Questionnaire on Ethical Finance, Fair Trade and Responsible Consumption”より集計

1　連帯ファイナンスの現況

⑴　連帯ファイナンスとは

筆者は，前掲論文では「金融面での利益と同様に，社会的な利益を求める組織による資金供給」を指すのに「ソーシャル・ファイナンス」という言葉を利用した。ブラウンとトーマスは，「ソーシャル・ファイナンス（social finance)」「連帯ファイナンス（solidarity finance)」「倫理的ファイナンス（ethical finance)」を含む類似の用語について，指す内容の範囲によって使い分け

ることもあるが，同一の内容でも国によって使う言葉が違うこともあると整理している。(注3) フランスでは，ソーシャル・ファイナンスよりも連帯ファイナンスを用いるのが一般的という状況を踏まえ，本稿では連帯ファイナンスを用いることとする。

（注３）Brown & Thomas（2005）p.8-9

⑵　連帯ファイナンスの登場

フランスにおける連帯ファイナンスの先駆的なイニシアティブは，70年代から80年代の間に登場しはじめたとされる。(注4) 当時，深刻な経済危機により失業者が増加したが，特に北部の工業地帯では炭鉱の閉鎖等により失業率が極めて高かった。失業者を雇用して事業を行うアソシエーションが設立されるなかで，それを資金的にサポートする連帯ファイナンスのイニシアティブが形成された。

連帯ファイナンスの論理は，金融セクター，特に銀行セクターは，デフォルトのリスクが高いことが想定される活動への融資や，管理コストが高い業務の遂行を避けようとしており，その役割を十分に果たしていないという考えに立脚している。(注5) これに対して，連帯ファイナンスのイニシアティブは，社会的な目的をもって活動する組織と，それを支援しようとする貯蓄者との間の仲介役としての機能を果たす。貯蓄者の寄付，あるいはボランティアの貢献等を活用することによってコスト削減が可能になるが，こうした資源を得るためには，活動が倫理的なものであることを情報公開することが重要である。

（注４）Bourguinat（2005）p.10
（注５）Inspection Generale des Finances（2002）p.10

⑶　概況

連帯ファイナンスに携わる組織の多くは，フィナンソル（FINANSOL）というアソシエーションに加盟している。フィナンソルの活動については後述するが，現在24の金融機関が会員として加盟している（第１表）。

そのうちの19機関は，連帯ファイナンス専門に活動している（以下，これを「連帯ファイナンス機関」という）。これらの組織は，協同組合，アソシエーション，投資組合など様々な法的形態をとるが，いずれも銀行免許を取得していない。資金供給の対象とする分野は，大きく分けて，①長期的な失業者等困難な状況にある人の就業支援や雇用創出，②経済的，社会的な問題で住宅を見つけることが困難な人たちへの住宅の提供，③有機農業，環境，文化等に関連する画期的な連帯プロジェクト，④発展途上国におけるプロジェクトの４つである。フィナンソルに加盟している連帯ファイナンス機関は，就業支援や雇用創出のためのプロジェクトに資金供給するものが多いが，これはフランスで失業が長期的な社会問題となっていることを反映しているとみられる。

第1表　フィナンソルに加盟している金融機関

	組織名	主な資金供給先／説明
連帯ファイナンス機関	Adie	就業支援・雇用創出
	Alsace Finances Solidaires	就業支援・雇用創出
	Autonomie et Solidarite′	就業支援・雇用創出
	Caisse Solidaire Nord-Pas de Calais	就業支援・雇用創出
	Caisse Solidaire Franche Comte′	就業支援・雇用創出
	Cigales	画期的な連帯プロジェクト
	France Active	就業支援・雇用創出
	France Initiatives Re′seau	就業支援・雇用創出
	Garrigue	画期的な連帯プロジェクト
	Habitat et Humanisme	社会的な住宅
	Habitats Solidaires	社会的な住宅
	Ides	就業支援・雇用創出
	IES	就業支援・雇用創出
	La Nef	多様な連帯プロジェクト
	Love Money pour l'Emploi	就業支援・雇用創出
	Oikocre′dit	途上国の発展プロジェクト
	Racines	就業支援・雇用創出
	Sidi	途上国の発展プロジェクト
	Sifa	就業支援・雇用創出
一般金融機関	Caisse d'Epargne Ixix AM	貯蓄銀行グループのアセットマネジメント会社
	Caisse des de′pôts et consignations	預金供託公庫（公的金融機関）
	Cre′dit Coope′ratif	クレディ・コーペラティフ（協同組合銀行）
	Cre′dit Mutuel	クレディ・ミュチュエル（協同組合銀行）
	Macif Gestion	共済組合Macifの子会社

資料　フィナンソルのホームページ, Borome′treを参考に作成

⑷　連帯ファイナンス機関と銀行とのパートナーシップ

オランダのトリオドス銀行やイタリアの倫理銀行が，銀行免許を取得して業務を行っているのとは対照的に，フランスでは，新しく設立した金融組織が銀行免許を取得することは難しい。銀行でなければ，決済等のサービスや短期の預金商品を提供することができないため，ネフ，ノール・パ・ド・カレ連帯金庫はクレディ・コーペラティフと，ADIEはクレディ・ミュチュエル等と提携している。フィナンソルには，連帯ファイナンス機関と提携する金融機関や，商品の一部として連帯貯蓄商品を扱う一般の金融機関も加盟している。第１表に掲載した５つの金融機関のうち４つは，99年に協同組合銀行化した貯蓄銀行等の協同組合銀行，共済組合，あるいはその子会社である。

⑸　フィナンソルの活動

フィナンソル（FinanceとSolidarityが名前の由来）は，95年に設立されたアソシエーションで，会員になるためにはフィナンソルの理事会による審査を受ける必要がある。フィナンソルの活動目的は，①連帯ファイナンスシステムと社会，連帯のための貯蓄の実践を市民に知らせること，②セクターについての政府や当局の認知度を高め，インセンティブのある法的枠組みを作るよう交渉すること，③リサーチや教育を行ってセクターを強化すること，④メンバーにサービスを提供することの４つである。

具体的な活動の一つとして，フィナンソルは，97年に一般の金融商品から連帯のための貯蓄商品を区別し，預金者，投資家に

安心して利用してもらうためのラベルを作った。このラベルは，ラベル認定委員会が「連帯貯蓄」として認定できる商品の基準を定め，基準をクリアした商品に与えられる。ラベル認定委員会は，NPO，労働組合等から選出される市民社会の代表によって構成されており，フィナンソルからは独立して運営される。審査は２項目から成り，「連帯」については，総額の10%以上を連帯プロジェクトに投融資するか，あるいは預金金利や配当などの収益の25%以上を非営利の組織に寄付すること，「透明性」については，一定の情報を利用者に知らせることが要件である。

ラベルの認定は，フィナンソルの会員以外の連帯ファイナンス機関や一般金融機関の商品も受けることができる。認定商品が適切に運用されているかは，ラベル認定委員会が各金融機関に必要な資料を徴求し，定期的にチェックしている。

06年１月末現在，フィナンソルが連帯貯蓄と認定している貯蓄商品は，48商品ある。

２　連帯ファイナンスの具体的な事例

連帯ファイナンスに携わる組織の具体的な事例として，連帯ファイナンス専門に活動するネフと，ネフと提携しているクレディ・コーペラティフを紹介する。

(1)　ネフ

a　概況

ネフ（NEF）という名前は，Nouvelle Économie Fraternelle（新しい友愛経済）の略で，シュタイナー思想に由来する。79年に，数人の人々が資金を可能な限り透明な方法で循環させることをめざして，アソシエーションを設立した。87年に協同組合になり，翌年にはフランス中央銀行から金融協同組合としての認可を得たが，銀行免許は持たない。倫理，透明性，連帯の３つを活動の原則としている。

ネフの04年末の職員数は24人で，前年から３人増加した。組合員数は１万1,315人となり，前年比25%増加した。出資金は721万ユーロ（約10億円）(注６)，長期預金残高2,200万ユーロ（約31億円），貸出金残高は2,247万ユーロ（約31億円）で，それぞれ前年比15%，20%，22%増加した。(注７)

b　貯蓄商品

ネフで利用できる貯蓄商品は，出資と長期の預金である。出資は，１口30ユーロを最低３口する必要がある。出資には２種類あり，Ｂ出資にはＡ出資よりも有利な配当がつく。ただし，Ｂ出資を保有するためには，１口につき最低５口のＡ出資を保有していなければならない。配当率は総会で決まり，Ａ出資の場合は最大でインフレ率と同水準とすることができるが，これまではずっと０%であった。Ｂ出資の配当は，最大でＡ出資プラス２%まで可能で，年によって水準は異なるが04年度に初めて２%と

なった。出資の額によらず，総会での投票権は１人１票である。

長期預金は，最低25か月は引き出し不可能で最大預入期間は10年である。金利水準は０％から最大までの間で選択し，引き下げた分を寄付することができる。例えば，「自然預金」の場合は，WWFフランス（世界自然保護基金のフランス支部）等の７つの組織から寄付する先を選択することが可能である。預金は組合員でなくても利用することができる。ネフによれば，寄付の対象となる各組織は受け身で寄付を待つだけでなく，自らのネットワークを通じて支援者や関心のある人に積極的にネフの預金口座を推進している。

ネフは，銀行ではないため長期預金以外の金融商品や決済等のサービスを提供することができないが，提携しているクレディ・コーペラティフが普通預金口座と貯蓄預金口座を提供している。普通預金口座は，無利子で，現金の出し入れが自由，小切手やクレジットカードの決済に利用できる。貯蓄預金口座は，カードや小切手の決済には利用できないが1.5％の金利がつく。これらは，実際にはクレディ・コーペラティフの口座であるが，ネフの顧客用に特別に作られたもので，クレディ・コーペラティフのインターネットバンキングで利用可能である。貯蓄預金口座の金利水準が相対的に低いのは，この口座に預け入れられた資金はネフの組合員への融資の原資になるからである。また，預金者は金利をネフに寄付することも可能である。

出資を含め，上記のネフのすべての貯蓄商品は，連帯貯蓄商品のラベルの認定を受けている。04年１年間に預金金利から寄付された総額は，12万ユーロ（約1,680万円）であった。

c　融資

ネフの貸付の対象は協同組合，アソシエーション等法人形態をとる組織か，職人，農業者等の個人事業主のみであり，一般の個人貸付は行わない。借入の際には，借入額の１％に相当する出資を行う必要がある。貸付を行う分野は，①環境保護（有機農業，環境保護，代替エネルギー，地域工芸等），②社会的，連帯をベースとする発展（ソーシャル・ハウジング，排除に対する活動，農村発展，国際的な連帯等），③人間的・文化的発展（革新的な教育方法，個人の発展，健康，芸術，文化へのグローバルなアプローチ）に限られる。一部の融資は，クレディ・コーペラティフと共同で行っている。

ネフの04年中の貸出金新規実行件数は162件，約800万ユーロ（約11億円）であったが，これらの融資先の名称，住所，金額，期間と組織の概要・活動内容・資金使途は，アニュアルレポートに短い文章で記載されている。融資先の活動内容は，ネフのホームページ(注８)でも閲覧できる。

融資先の一つである「リュシーの菜園」（Les jardins de Lucie）は，モン・ドュ・リヨネに01年に設立されたアソシエーションである。農産物のバイオ生産を通じて困難な状況にある人々を社会や雇用市場に入っ

ていけるようにすることが活動目的である。現在，同アソシエーションには，２人のコーディネーターと18人の生産者がおり，生産した農産物を約200人の消費会員に宅配している。

同アソシエーションが受付や業務管理のために利用する事務所と，植物や作業道具の置き場として利用する建物の２棟の建築資金をネフが融資した。ネフの04年のアニュアルレポートには，同アソシエーションへの融資は期間138か月，残高は11万8,130ユーロ（約1,650万円）と記載されている。

（注６）１ユーロ140円として計算。以下同じ。
（注７）クレディ・コーペラティフの預金口座分，共同での融資残高等は含まれていない。
（注８）http://www.lanef.com/

(2) クレディ・コーペラティフ

a 概況

クレディ・コーペラティフ（協同組合信用金庫）は，1893年に設立された銀行を起源とする協同組合銀行である。当初は，労働者協同組合，消費協同組合のための金融機関という位置付けであり，これらの協同組合への国の貸付を配分する仲介機関としての業務も行っていた。

ところが，1966～67年の銀行改革・自由化により国が中長期ファイナンスからの撤退を始めたために，クレディ・コーペラティフは大きな打撃を受けた(注９)。そこで同行は，70年代以降は労働者協同組合や消費協同組合だけでなく，あらゆる協同組合，共済組合，アソシエーション等のいわゆる社会的経済組織全体に会員の基盤を拡大した。さらに84年には，中小企業にも対象を広げた。

クレディ・コーペラティフは，クレディ・アグリコル，貯蓄銀行（99年に協同組合に転換），クレディ・ミュチュエル，庶民銀行グループに次いで国内の協同組合系の銀行としては５番手であったが，預金，貸出金の国内シェアは１％未満と極めて規模が小さい。BTP銀行を買収するなど，クレディ・コーペラティフ・グループとしての規模拡大を図っていたが，03年に庶民銀行グループに入ることを選択した。クレディ・コーペラティフによれば，庶民銀行に買収されたのではなく，資金運用や事務リスク管理等の経済的なメリットを考慮し，庶民銀行連合会（BFBP）に出資することによって庶民銀行グループの一員となったとのことである。

クレディ・コーペラティフの会員は，協同組合をはじめとする社会的経済組織か中小企業の法人のみであり，個人は会員になることはできない。ただし，個人も議決権のない出資を行ったり，預金やローン商品を利用したりすることは可能である。

04年のデータでは，クレディ・コーペラティフの職員は1,412人，店舗は本店を入れて全国に67店しかないため，インターネットバンキングサービスを活用している。子会社の銀行等も含めたクレディ・コーペラティフ・グループ全体の預金残高は，55億ユーロ（約7,700億円，前年比17.0％増），投資信託等預金以外の預かり資産残高は58.4億ユーロ（約8,176億円，12.5％増），ロ

ーン残高は46億ユーロ（約6,440億円，同7.4%増）であった。

b　貯蓄商品

クレディ・コーペラティフの特徴は，連帯貯蓄商品を多く扱っていることである。同行は83年にCCFD（飢餓撲滅と開発のためのカトリック委員会）と協力して「飢餓と発展投信」（FCP　Faim　et　Développement）という商品を販売した。これは，利回りの一部を発展途上国での雇用創出のために寄付する商品であり，こうしたかたちの商品としてはフランスでは初めてのものだった。この商品は，現在も販売されており，05年には95万8,000ユーロ（約１億3,400万円）が寄付された（第２表）。

このほかにも，例えば，リブレ・アジール（行動のための通帳）という預金口座の利用者は，本来金利として受け取る分の半分を寄付する。寄付する先は，飢餓撲滅運動をする組織，フェアトレードの支援団体，失業者の支援団体等12の組織のなかから，預金者が選択することができる。リブレ・アジールの金利水準はリブレＡ（貯蓄銀行と郵便銀行だけが扱うことができる少額の非課税貯蓄口座）の金利に１%上乗せした水準（05年の場合3.15%）に設定されている。したがって預金者が約1.58%分の金利を寄付することによって，05年には総額66万5,000ユーロ（約9,310万円）の寄付が行われた。

先述のとおり，クレディ・コーペラティフはネフと提携し，ネフの利用者向けの預金口座を提供している。ネフのほかにも，ノール・パ・ド・カレ連帯金庫とも同様の提携を行っている。こうした提携先の顧客向けの商品も含め，同行ではフィナンソルのラベルの認定を受けた12の商品を提供している。05年には，同行の連帯貯蓄商品による寄付総額は約189万ユーロ（約２億6,460万円）となり，前年に比べて約82%増加した。

第2表　クレディ・コーペラティフの連帯貯蓄商品の例

商品名	商品種類	商品の特徴
Livret Agir 行動のための通帳	預金	・金利の50%を寄付 ・寄付の対象を12組織のなかから選択
Codevi Codesol	預金（CODEVI:資金使途は中小企業向け融資に限定,非課税）	・金利の50%, 75%, 100%のいずれかを預金者が選択し寄付 ・寄付の対象を8組織のなかから選択
クレディ・コーペラティフーネフ通帳	預金	・預金額の90%をNEFに低利で貸付 ・金利をネフの関連アソシエーションに寄付することも可能
FCP Epargne solidaire 連帯貯蓄投信	契約型投信	・利回りの半分を寄付 ・寄付の対象を12組織のなかから選択
SICAV Choix Solidaire 連帯選択投信	会社型投信	・FEBEAのメンバーであるヨーロッパの連帯金融機関に総額の10%程度を投資
FCP Faim et Développement 飢餓と発展投信	契約型投信	・利回りの50%か75%のどちらかを選択して寄付 ・寄付の対象を6組織のなかから選択

資料　FINANSOL, クレディ・コーペラティフのホームページ等を参考に作成

同行でのヒアリングによれば，個人の顧客は，クレディ・コーペラティフの組合員である社会的経済組織への融資に自分の預金が使われることや，金利の一部を様々な組織に寄付することを目的に同行を利用することが多い。寄付の対象となっている組織のなかには，国内での知名度がクレディ・コーペラティフよりも高い組織も多く，その組織を支援するためにクレディ・コーペラティフに口座を開くケースもあるとのことである。ネフやノール・パ・ド・カレ連帯金庫との提携によっても，それらの組合員が預金口座を開設するため，クレディ・コーペラティフにとっても提携のメリットがある。前述のとおり，同行の店舗網は一般の銀行に比べて少なく，利便性はそれほど高いとはいえないが，連帯貯蓄商品を提供していることが特色となり，個人利用者の獲得に貢献しているとみられる。

（注９）モロー（1996）p.217（訳者あとがき）

⑶　FEBEA

連帯ファイナンス機関のヨーロッパ内でのネットワークとしてはINAISEがあるが，[注10] INAISEが情報交換等を主目的としているのに対し，FEBEAはより実務的である。FEBEAは01年に設立されたアソシエーションで，メンバーはＥＵ加盟国と加盟候補国において社会的・連帯を基盤とする経済分野で資金供給することを目的とする21の金融機関である。ネフ，クレディ・コーペラティフのほか，イタリアの倫理銀行も加盟している。

FEBEAは，メンバー金融機関の融資をカバーする「相互保証基金（mutual guarantee fund）」の提供，メンバー金融機関への出資を含めヨーロッパ内の連帯的な証券に投資する投資信託商品の開発（クレディ・コーペラティフが販売するSICAV Choix Solidaire）を行う。

また，FEBEAのメンバー金融機関は，SEFEAという協同組合を設立し，メンバー機関への中長期的な資本，劣後ローンの提供，技術的な支援やトレーニング，コンサルティングサービスを提供している。SEFEAは単にメンバー機関を支援するだけでなく，メンバー機関のこれまでの経験を生かして新しい連帯ファイナンスのイニシアティブを推進すること，さらに，ヨーロッパレベルで社会的なセクターのための投資銀行となり，公的機関との国際的な対話者となることをも目標としている。

（注10）重頭（2004）参照。

３　連帯ファイナンスをめぐる動き

⑴　利用者数，残高

フィナンソルによれば，04年末の連帯貯蓄ラベル認定商品の利用者数は約13万人と02年末の３倍以上に増加した。また，同貯蓄残高は６億1,300万ユーロ（約858億円）となり，前年比14.4％増加した（第１図）。

集まった資金の融資先は，①雇用創出が44％，②社会的な住宅の提供が39％，③有機農業，環境，文化等に関連する画期的な

第1図　連帯貯蓄商品の残高

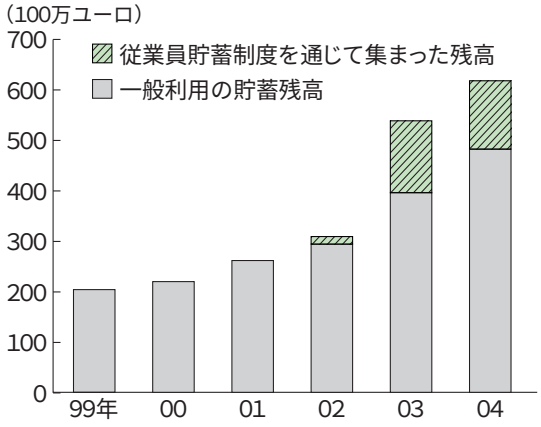

資料　FINANSOL“ *Baromètre des Finances Solidaires* ”
3e Edition 2005

連帯プロジェクトが12%，④発展途上国におけるプロジェクトが５%を占める。具体的には，１万3,500人の雇用，困難な状況にある800家族のための住宅，国内における428の環境や文化に関するプロジェクト，発展途上国の92万1,000件のマイクロクレジットに資金が供給された。(注11)

連帯ファイナンスに携わる組織がすべてフィナンソルに加盟したり，ラベルの認定を受けているわけではないが，このデータからは，連帯ファイナンスの規模が近年拡大していることが分かる。

（注11） Finansol, Baromètre des Finances Solidaire 3e Edition, 2005

⑵　従業員貯蓄制度の改正

こうした規模の拡大は，従業員貯蓄制度の改正が影響している。

フランスの従業員貯蓄制度は，民間企業の従業員の52%が利用し，毎年約70億ユーロ（約9,800億円）が積み立てられている。(注12) 原資は，企業の純益をベースとする「財務利益配分」と「実績に応じた利益配分」であり，これを従業員にすぐに支払わずに財形貯蓄（PEE）として積み立てると，５年間引き出すことができないかわりに，掛け金への所得税，事業税等の課税が免除される。企業や従業員が上乗せして積み立てることも可能である。この財形貯蓄プランの受け皿として，企業はいくつかのFCPE（企業投資共同基金）を用意するが，一般にこの制度を利用するのは大企業が多く，受け皿となるFCPEも自社の株式に投資するものが多かった。

01年に制定されたファビウス法によって，従来のPEEに加えて，中小企業が制度を利用しやすいように地域ごと業界ごとにFCPEを設立する企業間貯蓄プラン（PEI）と，任意従業員貯蓄労使間プラン（PPESV）が新設された。(注13) PPESVについては期間が10年まで延長されると同時に，従業員には最低３つの受け皿となる貯蓄プランを提供し，そのうちの１つは連帯的なプランとしなければならないことが定められた。連帯的なプランとは，ファンドの５～10%を連帯企業（entreprises solidaires）として国が認定した企業に投資するものを指す。連帯企業の要件には，少なくとも雇用者の３分の１が長期の失業者や障害者等就業が困難な人が占めるといったことが挙げられている。フィナンソルのラベルの認定を受けた商品のなかにも，従業員貯蓄制度の受け皿となるFCPEが含まれている。

このような制度改正が行われた背景には，社会的責任投資に対する関心が高まっていることに加えて，フィナンソルがその

会員を代表して提案，交渉したことも影響している(注14)。04年には，６万1,000人がこの制度を通じて連帯貯蓄ラベル認定商品を利用し，その利用残高は1.3億ユーロ（約182億円）であった。ブルギナによれば，従業員貯蓄制度に関する法改正等は，連帯ファイナンスセクターに対する信頼性を向上させることに貢献しており(注15)，従業員貯蓄制度を通じた利用だけでなく，それ以外の連帯ファイナンス機関の出資や預金も増加した。

（注12） Lecuyer（2005）p.147
（注13） PPESVはその後の法改正により，PERCOs（退職団体勘定制度）に置き換えられたが，PPESVの基本的な特徴を受け継いでいる。
（注14） Bourguinat（2005）p.11
（注15） Bourguinat（2005）p.16

⑶　貯蓄・投資に対する税制優遇

従業員貯蓄制度を通じた利用以外にも，連帯貯蓄商品に適用される税制優遇措置がある。

フランスでは，小規模企業の非上場の株式（出資）への投資には税制優遇措置が設けられているが，03年の法律によりこれがネフ等の連帯ファイナンス機関への出資にも適用されるようになった。１人２万ユーロ（約280万円）までを上限に，最低５年間保有することを条件として，投資総額の25%に対して所得税が減免される。ネフへの出資は，この適用を受けることができる。

また，フランスでは，公益組織や慈善団体等への寄付金の66%に対して，課税所得の20%を限度に税額控除される制度がある。ネフの長期預金，クレディ・コーペラティフのCodesolやLivre Agir等，金利の一部を寄付する商品の利用者もその適用を受けることができる。

⑷　関心の高まり

フィナンソルがIPSOSという調査会社とともに，パリ近郊で行った調査(注16)によれば，30%の人は「連帯貯蓄」について聞いたことがあると回答した。01年の調査ではこの割合は13%であり，４年間で割合は倍増した。また，42%の人が金銭的な利益が少なくなっても連帯貯蓄をしてもよいと回答し，前年の36%から６ポイント上昇した。特に，世帯の月間所得が3,000ユーロを上回る人や（58%），若い世代では（50%），この割合が高かった。

ただし，フィナンソルでのヒアリングによれば，若い世代の方が関心は高いが，実際の利用者は資金的なゆとりのある40～50代の人が中心とのことである。フランスの個人貯蓄市場の大きさから考えると連帯貯蓄商品の利用規模はまだ小さいと考えられており，関心を実際の利用につなげることはそれほど容易ではないと考えられる。

（注16） 05年９月２～３日にイル・ド・フランス（パリを中心に半径100kmに広がる地域）の18歳以上の934人に電話インタビュー。Finansol, Baromètre des Finances Solidaire 3e Edition, 2005に掲載。

おわりに

以上みてきたことから，フランスにおけ

る連帯ファイナンスの特徴についてまとめてみたい。

まず，連帯ファイナンスに携わる組織のアソシエーションであるフィナンソルの発揮する役割がある。従業員貯蓄制度の改正の背景には，フィナンソルが会員を代表して働きかけたことが影響しており，連帯ファイナンス機関がネットワークを作り，公的機関との対話者となることの重要性がうかがわれる。また，加盟組織からのデータ収集を行いそれを提示することによって，セクターとしての輪郭を明確にすることが可能になっている。

フィナンソルの役割の一部に含まれるが，一般の金融商品から区別するための連帯貯蓄商品の認定制度があることも大きな特徴である。

さらに，フランスでは新しく銀行免許を取得することが難しいため，連帯ファイナンス機関と既存金融機関等との提携が進んでいることも挙げられる。連帯ファイナンス機関は提携によって，自らの利用者に補完的なサービスや商品を提供することが可能になるが，クレディ・コーペラティフのように提携銀行にとっても連帯ファイナンス機関の利用者を預金者として取り込むことができるといったメリットもある。また，こうした業務上の提携のほか，連帯ファイナンス機関の業務の障害となる銀行法の改正をフランス銀行協会がバックアップしており[(注17)]，金融セクターとしての協力関係も構築されているようである。

近年連帯貯蓄商品の残高が急増していることや，個人の関心が高まっていることを考慮すると，フランスにおける連帯ファイナンスの規模は今後さらに拡大すると考えられる。しかし，ラベルの認定制度や従業員貯蓄制度といった制度が整備されることは，規模の拡大に貢献する一方で，連帯ファイナンスの利用者の質の変容につながる可能性もあるのではないだろうか。ヒアリング調査においては，寄付の対象となる組織を支援したいがゆえに連帯ファイナンス機関を利用する人が多いという話が非常に印象的であった。これに対して，従業員貯蓄制度を通じた利用者は資金の供給先について同様の関心を持っているのであろうか。ラベルの認定商品であるから，自分の貯蓄はよいことに使われているはずだというかたちで，当事者意識が希薄化する可能性はないだろうか。もしそうした可能性があるのであれば，こうした制度をきっかけに利用するようになった人に対して，寄付や融資がどのようなプロジェクトを支援するために利用されているかについてよりよく知ってもらうための取組みが非常に重要になろう。

オランダの環境保全型プロジェクトに対する税制優遇措置「グリーン・ファンド・スキーム」についても筆者は同様の指摘をしたが[(注18)]，税制優遇措置による連帯ファイナンスの規模の拡大が利用者の質の変容につながるかどうかはまだ明らかではないので，今後の調査課題としていきたい。

（注17） Bouguinat（2005）p.19
（注18） 重頭（2005）p.13

＜参考文献＞
・Brown, J. and Thomas, W.（2005）“ Ethical Finance: Challenging the mainstream or a marginal alternative? ”, Working Draft
・Bourguinat, E.（2005）, *Opening up the financial sector,* Haut Conseil de la cooperation internationale
・Inspection Generale des Finances（2002）, *RAPPORT D ' ENQUETE sur la finance socialement responsible et la finance solidaire*
・Tytgat, C.（2004）“ L 'avenir de la finance solidaire ” http://www.univ-valenciennes.fr/reseau21/enquestions
・*Ethical, solidarity-based citizen involvement in the economy.* Council of Europe Publishing，2004, 所収論文
①Harrison, J.（2004）, “ Proposals for legislative initiatives to promote the social solidarity-based economy ”
②d'Orfeuil, H.R.（2004）,“ Towards a European solidarity finance system ”
③Petridis, E.（2004）,“ Solidarity-based economy: a summary of the legislation of the European Union and the member state of the Council of Europe ”
・*Solidarity-based choices in the marketplace.* Council of Europe Publishing, 2005. 所収論文
①Lecuyer, J. M.（2005）“ Adapted fiscal rules for the development of initiatives of the socially responsible economy: the Fabius Act on employee saving schemes（February 2001）”
②Vigier. J.P.（2005）, “ Ethical and socially responsible finance: scale, responses to social cohesion challenges, and difficulties ”
・重頭ユカリ（2004）「ヨーロッパにおけるソーシャル・ファイナンス」『農林金融』６月号
・重頭ユカリ（2005）「オランダにおける環境保全型プロジェクトへの資金供給」『調査と情報』３月号
・多賀俊二（2005）「NPOバンクの基本問題と協同組織金融機関」『生活協同組合研究』第357号，10月
・中川辰洋（2005）「ユーロ圏誕生後のフランス銀行セクターの変容」『証券経済研究』第50号，６月
・野原博淳（2002）「ルノーにおける利益配分システム」『海外労働時報』No.320，２月
・J・モロー（1996）石塚秀雄・中久保邦夫・北島健一訳『社会的経済とは何か』日本経済表論社

（副主任研究員　重頭ユカリ・しげとうゆかり**）**

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2005

A4判，194頁
頒価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお，CD−ROM版をご希望の方には，有料で提供。

〈頒布取扱方法〉

編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3　TEL 03(3243)7318
FAX 03(3270)2658

発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉 2005年12月

本棚

坂内　久　著
『総合農協の構造と採算問題』

本書はこれまで農業協同組合の経営にかかわる問題として指摘されることが少なかった総合農協の各事業部門の「部門別採算性の確立」を取り上げている。本書の特徴は，「部門別採算性の確立」課題の展開を，全国農協大会決議での農協自身の意思決定過程と行政当局の勧告の両面から，歴史的かつ具体的に明らかにし，課題解決に向けた方向性を提示している点にある。

本書は大きく４部から構成されており，以下では構成に沿って本書の内容を紹介することにしたい。

まず，農協制度が始まった1950年代にさかのぼり，誕生したての農協経営にどのような問題があり，どのように対処されたのかが検討されている。50年代の農協経営問題には，戦後経済の混乱等の外在的要因に加えて，経営者の経営能力の不備に由来する「稚拙な経営」という内在的要因があったとしている。しかし，さらに突き詰めると，総合農協には「複雑な経理処理が伴い，部門別に不分明な損益が残り得る」という構造問題があり，そのことが「部門別採算性の確立」課題の克服を阻んでいると指摘している。さらに総合農協に内包するこの問題について，ＧＨＱは農協制度スタート時点で既に危惧しており，行政当局も問題視していたと分析している。

65年以降の高度経済成長期に農協経営が好転すると，内在していた問題は放置されたが，70年代以降の高度経済成長の終息により「部門別採算性の確立」の問題が俎上に上るようになる。農林水産省「農協経営分析調査」によると，この時期から農協経営は経済部門の赤字が毎年続くようになった。こうした状況を踏まえて，農協は70年の全国農協大会ではじめて「部門別採算性の確立」が課題として設定され，その後毎回のように提起されている。また行政当局も折に触れて検討を加え，勧告を行ってきた。しかしながら，農協大会議案については課題達成方法の議論が不徹底であったこと，対応策には具体性が欠如しており，取組主体の問題もあったこと等から達成されてこなかった。また農協経営論の既往の議論においても「部門別採算性の確立」を誰がいかに達成するのかという問題意識が欠落していたために，この間，研究はほとんどなされなかったとしている。

本書では，こうした全国農協大会議案等の問題点を整理，検討したうえで，85年全国農協大会での「経営管理組織の一定の単位ごとの部門損益計画の明確化」と「部門責任者への分権」という方策に注目している。また「個別事業施設の事業の経営的確立」には，個別事業施設という「小部門」の個々の具体的な赤字を解消していくことが重要であると論じている。

そしてこれらの方策をヒントにして，「部門別採算性の確立」課題を達成するカギとなる現場職員のモラールを喚起する方法として，「部門設定」の仕方，「分権」の

あり方，「取り組みツール」といった基本的なモデルを提示している。

モデルでは単位部門の明確な設定と取組主体を明確にした上で，採算単位＝小部門での積み上げ方式を採用し，それが実行されるために，採算単位＝小部門別の職員グループに経営トップ層が抱えてきた経営管理的意思決定の一部を分権し，現場職員の知恵が発揮できるようにすべきだとしている。さらに単位部門の職員グループ全員が，部門損益の状況を把握することが不可欠であり，計算プロセスの諸要素の数値を承知し，業務改善の手がかりとして生かしていくことが重要であるとしている。現実的には，損益計算プロセスの諸要素の項目と数値を一覧にまとめた簡易損益分析シート等を作成することで対応することが可能であるとしている。

さらに，本書で提示したモデルと部門別損益管理の先進農協での取組みとを対比して現況の到達点と課題について考察している。先進農協では採算の単位と責任の所在を明確にする「会計単位」と「事業単位」の一致した「小部門の設定」は経済事業部門である程度実施されている。またコンピューターの導入が進展した結果，簡易分析表の活用は一定程度普及している。

しかし，「分権」についてはほとんど進んでおらず，分権と関連して問題となる共通管理費の扱いにかかわる情報開示は，組合員や一般職員に開示されず，経営者と幹部職員のみで了解されている状況にある。したがって，職員を信頼して情報の全面的開示をおこなうことこそが，組合員や職員が納得のうえで農協の経営改善に取り組むために重要であると主張している。

またここで提示されたモデルは到達目標であって，農協役職員の誰もが経験したことがないものである。したがって「部門別採算性の確立」の課題への取組みは，職員全体が到達目標に向かって，ステップ・バイ・ステップで進んでいく以外に道はないと論じている。

課題達成の方法の考察を踏まえて，本書の最後に今後の総合農協の展開の可能性について，三輪昌男氏が『農協改革の新視点』や『農協改革の逆流と大道』で展開したネットワーク論を援用しながら試論を提起している。

それは，現行の部門別事業を独立採算の事業単位に切り離して，事業単位の単位農協として採算性の確立を図ろうとする道である。今までの農協は母体として残り，各事業から展開した専門農協がネットワーク組織を形成し，「範囲の経済性」の確保を続けることになる。そうしたなかで，母体となる農協にはネットワークを緩やかにコントロールするという持株会社的な機能が新しく生まれてくるという方向を１つの選択肢として提起している。

以上，本書の内容を紹介してきたが，総合農協にとって「部門別採算性の確立」は猶予の許されない喫緊の課題である。本書は課題解決に向けた方向性を考える上で，貴重な研究成果である。農協役職員の方々に是非一読をお薦めしたい。

―― 日本経済評論社　2006年１月

3,990円（税込み）194頁 ――

（研究員　長谷川晃生・はせがわこうせい**）**

都市農業(地域レベル)の推移と実態

――都市農業を考える②――

〔要　　旨〕

1　都市農業・農地に対する見直し・再評価がすすみつつある一方，都市農地の減少が続いており，また担い手の高齢化がすすんでいるなど，10年，20年先には農地が半減することが懸念される。

2　このため都市農地にかかる税制や都市農業のあり方についての議論を活発化させ，早期に見直し・対策を講じていくことが求められているが，その前提として都市農業，特に市街化区域における農業の実情と課題について十分に把握しておくことが肝要である。

3　首都圏の府中市，近畿圏のＪＡ兵庫六甲・阪神地域の事例から次のような実態にあるということができる。

①都市農地は高度経済成長期をピークに一貫して減少傾向をたどり，府中市，阪神地域とも40～50年の間に農地面積は２割前後にまで縮小している。

②第２種兼業農家が大半を占めるが，数は少ないながらも専業農家，第１種兼業農家も存在している。

③府中市では61歳以上の生産者の割合が57.4％を占めているなど，高齢化が進展している。

④多品種少量生産への取組みが多く，植木，花卉，伝統野菜等の高度技術や地域特性を生かしたものが多く生産されているとともに，時代に応じて生産品目等の変化が激しい。

⑤消費者との距離が近いことを生かしての直売への取組みに力を入れている。

⑥農業継続，農地維持意向には根強いものがある。

⑦市民の都市農地に対する理解・期待はきわめて高い。

目　次

はじめに
1　耕地面積等推移（全国）と市街化区域内農地面積推移
2　府中市農業の推移と実態
⑴　農業の推移と現状
⑵　農業継続の意向と障害
⑶　市民の意識
⑷　農業振興計画
3　JA兵庫六甲・阪神地域農業の推移と実態
⑴　農業の推移と現状
⑵　農業継続の意向と継続の障害
⑶　市民の意識
⑷　阪神・都市農業の振興方策
4　都市農業・農地の推移と実態
結　語

はじめに

本誌2005年６月号の拙稿「日本農業における都市農業」で，都市農業にかかる統計数値をもとに日本農業のなかにおける都市農業の位置づけについてみた。都市的地域における農地面積（02年）は全国の23%であり，農業産出額（同）では29%と日本農業の重要な一角をなしており，新鮮な農産物を供給するとともに，緑地空間・防災機能等多面的な機能をも発揮していることについて整理した。

あわせて80年代後半には都市住民や財界等からの厳しい批判にさらされてきたが，昨今では批判の目もやわらぎ，その役割・機能についての見直し・再評価がすすみつつあること。その一方で，都市農業者の高齢化が進行し，相続等にともなう農地面積の減少が続いており，このままでは10年，20年先には都市農地は半減するとみられていること，についても強調してきた。

このため99年に施行された農業基本法では，第36条で都市と農村との交流，都市農業の振興が盛り込まれ，05年４月にスタートした基本計画でも，都市農業の持つ多面的な機能についての積極的な評価を踏まえて，都市農業の振興が強調されている。

こうした動向と併行して与党にとどまらず，野党も都市農業・農地の維持・保全をはかるため活発な動きを見せ始めている。そして，こうした動きを背景に農林水産省も05年10月には，農林振興局農村政策課に「都市農業・地域交流室」を設置している。

いったん宅地化された農地を復元することは不可能であり，また都市農業・農地の維持・保全をはかっていくための時間的余裕はないことから，今後，都市農地にかかる税制や都市農業のあり方・見直し等についての議論を活発化させ，早期に見直し・対策を講じていくことが求められる。

本稿はこうした議論に資するため，前稿を踏まえて，都市農業，特に市街化区域(注1)における農業の実情と課題について，まず市町村レベルの事例をとおして整理することをねらいとしている。ここでは首都圏にあ

り行政主導型で都市農業振興に取り組んでいる府中市と，近畿圏にありJA主導型で都市農業の振興とJA事業の機能発揮に取り組みつつあるJA兵庫六甲の阪神地域について，比較的潤沢にデータが入手可能であることから取り上げた。

（注１）都市的土地利用区域は市街化区域と市街化調整区域とに分けられるが，市街化調整区域には農業振興地域に含まれるものもあり，そのなかの優良農地については農用地区域にも指定され，農業諸施策の対象とされるのに対して，市街化区域は対象から除外されている。

第１表　耕地の拡張，かい廃面積の推移（全国）

（単位　千ha）

	拡張	かい廃	自然災害	人為かい廃	工場用地，道路鉄道用地，宅地等	農林道など植林，その他
1960年	29.3	34.3	10.5	23.8	…	…
65	33.6	70.1	1.1	69.0	31.2	37.8
70	49.9	103.0	2.0	101.0	52.0	49.0
75	46.2	89.1	0.5	88.6	29.2	59.4
80	31.9	45.0	0.5	44.5	22.0	22.5
85	19.0	36.3	0.3	36.0	16.8	19.2
90	11.7	47.1	1.1	46.0	22.9	23.1
95	5.7	50.3	1.1	49.2	21.3	27.8
00	3.8	39.7	1.0	38.7	15.7	23.1
04	5.0	27.1	1.4	24.5	10.5	14.0

資料　第1図に同じ
（注）1　70年以前には沖縄県を含まない。
2　95年の「かい廃」のうち，「宅地化など」は30.6%，「耕作放棄」は47.5%，「その他」は「自然災害，工場･道路鉄道用地，農林道，植林」など。

１　耕地面積等推移（全国）と市街化区域内農地面積推移

事例により地域レベルでの動向をみる前に，その前提となる全国ベースでの耕地面積等の推移（第１図）と，拡張・かい廃面積の推移（第１表）とその内容について確認しておきたい。

耕地面積は一貫して減少傾向を示しているが，特に60～70年代にかけての減少が大きい。減少の内容をかい廃内訳でみるとそのほとんどが人為かい廃で，工場用地等と農林道等がほぼ併行して増減しているが，工場用地等については70年前後がかい廃のピークとなっている。このように耕地面積減少に，宅地を含めた工場用地等のいわゆる開発需要が大きく関係していたことが見て取れる。

第１図　耕地面積等の推移

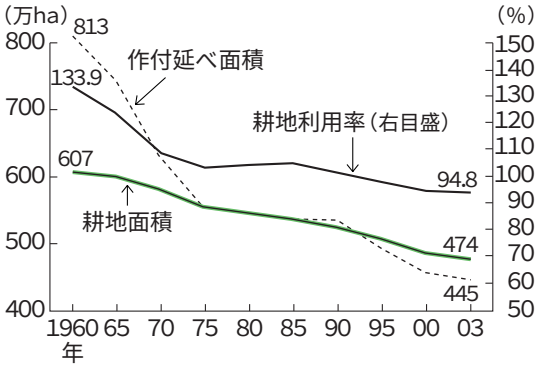

資料　農林水産省『耕地及び作付面積統計』から作成
（注）　耕地利用率は耕地面積に対する作付延べ面積の割合。

こうした動向と併行して都市農地にかかる法制度の推移を確認しておく。

- 68年　都市計画法制定：都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域とに線引き。都市計画区域への開発許可制度導入。
- 74年　生産緑地法制定：市街化区域にある農地でも，生産緑地としての指定を受ければ，保全すべき農地として都市計画上位置づけ。
- 75年　相続税納税猶予制度導入。
- 82年　都市計画法における線引き見直し方針によって市街化区域内農地の逆

線引き。

・91年　生産緑地法改正：宅地化農地と生産緑地指定農地が確定。宅地化農地については宅地並み課税が適用されるようになる一方，相続税納税猶予制度については適用されないこととなった。

なお，88年に臨時行政改革推進審議会の答申を受けて「総合土地対策要綱」が閣議決定されるとともに，89年には日米構造協議が開始され，土地供給問題が取り上げられたことを付記しておく。

市街化区域内農地面積は04年で耕地面積に占める割合はわずか1.9％に過ぎず，それだけに貴重であるわけであるが，85年以降の推移（第２表）をみると減少が著しく，全国よりも三大都市圏，東京圏，東京都，区部のように都心に近いほど減少率が大きくなっている。

こうした全体の動向を踏まえたうえで次に事例をみることにしたい。

２　府中市農業の推移と実態（注２）

はじめに地域概要について簡潔に述べておきたい。（注３）

府中市は東京都のほぼ中央に位置しており，副都心新宿から西方約22㎞にある。面積は29.34㎢，南端を多摩川が流れ，多摩川の北側の平坦地から段丘へと続く地域にある。

645年に大化の改新によって武蔵国の国府が置かれ，江戸時代には甲州街道の宿場町として，明治以降は郡役所が置かれるなど，多摩地域の中心地として発展してきた。

05年11月１日現在の人口は24万

第２表　市街化区域内の農地面積の推移

（単位　ha，％）

		1985年	95	00	01	02	03	04
市街化区域農地面積	全国（A）	186,787	118,257 〈15,497〉	100,505 〈15,381〉	97,767 〈15,321〉	95,294 〈15,189〉	91,988 〈15,019〉	89,210 〈14,884〉
	三大都市圏	85,775	48,127 〈15,494〉	40,062 〈15,378〉	38,617 〈15,316〉	37,389 〈15,183〉	35,945 〈15,012〉	34,694 〈14,878〉
	東京圏	40,779	23,468 〈8,695〉	20,094 〈8,794〉	19,301 〈8,748〉	18,555 〈8,690〉	17,720 〈8,637〉	17,074 〈8,591〉
	東京都	8,764	2,666 〈4,060〉	2,013 〈3,925〉	1,880 〈3,886〉	1,745 〈3,838〉	1,638 〈3,813〉	1,534 〈3,785〉
	区部	1,877	603 〈573〉	438 〈558〉	376 〈546〉	301 〈541〉	282 〈542〉	260 〈538〉
	地方圏	101,012	70,130 〈2〉	60,443 〈3〉	59,150 〈4〉	57,905 〈6〉	56,043 〈7〉	54,517 〈6〉
市街化区域面積（B）		1,342,936 (1.0)	1,410,296 (0.5)	1,432,302 (0.5)	1,437,970 (0.4)	1,443,808 (0.4)	1,445,378 (0.1)	1,466,321 (1.4)
農地率　A/B		13.9	8.4	7.0	6.8	6.6	6.4	6.1

出典　日本農林漁業振興協議会「都市農業関係資料・データ集」（2005年10月）
資料　総務省「固定資産の価格等の概要調書」及び国土交通省「都市計画年報」
（注）１　地域区分は以下による。
三大都市圏：東京圏，中部圏及び近畿圏
東京圏：茨城県，埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県
中部圏：愛知県及び三重県
近畿圏：京都府，大阪府，兵庫県及び奈良県
地方圏：三大都市圏以外の道県
２　各年とも3月31日現在の数値。
３　（　）内の数値は前年比増減率。
４　市街化区域農地面積には，生産緑地，都市計画施設として定められた公園または緑地の区域等の内の農地面積を含まない。
５　〈　〉内の数値は生産緑地地区の指定面積で，市街化区域農地面積の外数。

人，世帯数11万１千世帯となっている。

（注２）特に注記がないものは『府中市農業振興計画』（府中市，05年８月）を参照。
（注３）府中市ホームページ等参照。
（http://www.city.fuchu.tokyo.jp/）

(1)　農業の推移と現状

①主要な農産物

野菜，果樹，植木・花卉がメインで，特産物としてコマツナ，ワケギ，ナシ等があげられる。

20年前ごろまでは酪農，養鶏，養豚等畜産も盛んであったが，飼育環境の悪化，畜産物価格の低迷等から現在では酪農家２戸，養鶏農家１戸が存在するにすぎない。

②農地

03年度の農地面積は174haで総面積の5.9%となっているが，ほぼ50年前の1954年度のそれらは1,200ha，40.9%で，農地面積はほぼ50年間で14.5%にまで縮小しており，特に昭和30（1955）年代，40（1965）年代の農地面積減少が急で，その後も一貫して減少傾向をたどっている（第２図）。

府中市は三大都市圏の特定市として指定

第２図　府中市農地面積の推移（1954～2003年）

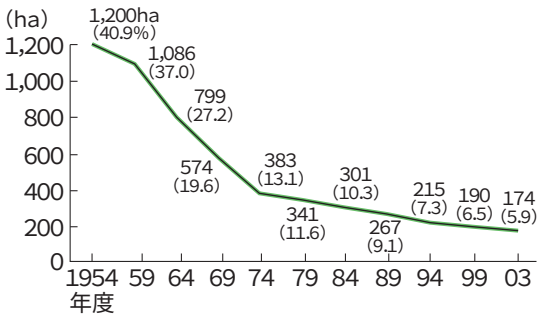

資料　府中市農業委員会資料
（注）　表示数値は農地面積，（　）内は総面積の割合。

されていることから，農地は生産緑地と宅地化農地とに分けられるが，その面積内訳（04年）は，生産緑地119.7ha，宅地化農地54.7haとなっている。当然のことながら宅地化農地の減少が急であり，農地面積に占める生産緑地面積の割合は，96年64.0%であったものが，04年には68.6%に上昇している（第３表）。

③農家戸数等

農家戸数は86年の688戸が96年には555戸，そして04年には475戸と減少に歯止めがかからない状況にある。

経営耕地面積別の農家戸数とその割合をみると（第４表），5,000m^2（50ａ）以下が農家戸数の79.8%を占めており，小規模農家の割合が非常に高いとともに，小規模農家の割合が増加する傾向にある。

専業・兼業別の内訳（04年度）をみると，

第３表　生産緑地と宅地化農地の面積の推移

（単位　ha）

	96年	04	比較増減
生産緑地面積	129.4	119.7	△9.7
宅地化農地面積	79.8	54.7	△25.1
農地面積合計	209.2	174.4	△34.8

資料　第2図に同じ

第４表　経営耕地面積別農家戸数と割合

（単位　戸，%）

	96年度		04	
	戸数	割合	戸数	割合
1,000m^{2}以下	108	19.5	121	25.5
1,001～3,000	201	36.2	153	32.2
3,001～5,000	121	21.8	105	22.1
5,001～7,000	61	11.0	45	9.5
7,001～10,000	36	6.5	32	6.7
10,001m^{2}以上	28	5.0	19	4.0
合　計	555	100.0	475	100.0

資料　第2図に同じ

第5表　年齢別農業従事者数と割合（04年度）

（単位　人，%）

	30歳以下	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81歳以上	合計
人数	26	79	128	232	270	251	105	1,091
割合	2.4	7.2	11.7	21.3	24.8	23.0	9.6	100.0

資料　第2図に同じ

専業は11戸，農家総戸数に占める割合は2.3%，第１種兼業も28戸，5.9%にすぎず，第２種兼業が436戸，91.8%とほとんどを占めている。

あわせて年齢別農業従事者数と割合（04年度，第５表）をみると，71歳以上の農業従事者が32.6%と約３分の１，61歳以上では57.4%と過半を超えており，10年，20年先には農地の半分は均分相続と宅地並み課税，生産緑地制度によってその存続が危ぶまれる可能性が高いということができる。

④農業経営・販売

農家の経営実態を分析した資料等は存在しないが，第２種兼業農家が９割以上を占め，また50ａ以下の小規模経営が約８割となっていることから推定されるように，農外収入をメインにした農家が大半である。しかしながら全体が農業への取組意欲が低い，低技術レベルにあるということでは必ずしもなく，高度技術を駆使した農業や，観光農業，消費者への直売・交流に積極的な農家も一定程度存在しており，多様な経営形態に分かれている。

販売先についてのアンケート調査結果が第６表であり，販売数量なり金額については不明であるが，市場出荷は３分の１のウェイトにとどまり，直売，スーパー等地場産コーナーへの出荷，さらには観光農業としてのうね売り・株売りなど，多様な販売チャネルを利用していることがわかる。

⑵　農業継続の意向と障害

第７表のとおり農業経営の「現状を維持したい」とする農家が８割を占めており，農業継続について強い意向をもった農家が相当部分を占めているということができる。また，高地価，雇用労賃負担から規模拡大が難しい環境に置かれながらも，「経営を拡大したい」とする農家が７%もいることにも注目しておきたい。

このように農地維持の強い意向を持ちながらもその障害となっているのが，相続税の負担・宅地並み課税の強化，周辺の開発

第6表　農産物の販売・販売方法（複数回答/回答農家100戸）

（単位　農家，%）

	回答数	割合
市場出荷	51	36.4
個人で行っている直売	54	38.6
共同直売所への出荷	17	12.1
スーパー・小売店	11	7.9
うね売り・株売り	7	5.0
合　計	140	100.0

資料　第2図に同じ

第7表　今後の農業経営の方向（回答農家100戸）

（単位　農家，%）

	回答数	割合
経営を拡大したい	7	7.0
現状を維持したい	80	80.0
経営を縮小したい	9	9.0
その他	4	4.0
合　計	100	100.0

資料　第2図に同じ

第8表　農業を続けていくために障害となっていること（択一式・複数回答）

（単位　農家，%）

	回答数	割合
相続税の負担	76	36.6
農地の周辺が開発されて農業環境が悪化している	55	26.5
農業収入が少ない	49	23.5
後継者がいない	22	10.5
販売先がない	6	2.9
合　計	208	100.0

資料　第2図に同じ

第10表　農地が減ることについてどう思うか（択一式）

（単位　農家，%）

	回答者数	割合
これ以上農地を減らさないでほしい	83	42.8
できる限り農地を残してほしい	99	51.0
宅地化が進んでいるのでやむを得ない	8	4.1
宅地化は土地の高度利用なので好ましい	2	1.0
その他	2	1.0
合　計	194	100.0

資料　第2図に同じ

による環境悪化，少ない農業収入となっている（第８表）。

(3)　市民の意識

以上の生産者側の実情，意向に対して消費者の農地にかかる意向は第９表のとおりで，新鮮な農産物の生産場所，緑のオープンスペース，避難場所，自然に触れ合う場所として農地は必要であるとしており，農地は不要，あるいは宅地化を希望する割合はわずかに1.2%に過ぎない。

したがって，第10表では「これ以上農地を減らさないでほしい」「できる限り農地を残してほしい」との回答が94%にも達しており，都市農地に対する市民の理解・期待は相当に高いものがあるとみることができる。

(4)　農業振興計画

以上のような生産者，消費者の意向を踏まえて府中市は05年「府中市農業振興計画」を策定しているが，そのコンセプトとして「豊かな市民生活を支える府中農業の実現」「50年先にも府中市に農地・農業を残す」を計画の副題として掲げていることに象徴されるように，府中市民にとって農地・農業は不可欠であり，喪失することの許されない貴重な財産であること，これを世代を越えて守っていくべきであるとの明確なメッセージを発している。

このため農地，担い手，農業経営，循環型農業，の４つの基本的視点から取組施策を位置づけている（第３図）。これらを着実に達成していくため基本指標を策定するとともに，５つのランクの所得目標別に，多様な経営モデルを掲げ，あわせて計画を推進し目標を実現していくために農家，JA，市

第9表　府中市内の農地について感じていること（択一式・複数回答）

（単位　農家，%）

	回答者数	割合
新鮮な農産物の生産場所として必要である	130	51.4
避難場所など防災の観点からも必要である	35	13.8
やすらぎを与える緑のオープンスペースとして必要である	51	20.2
市民が自然にふれあう場所として必要である	34	13.4
市内に農地は必要ないと思う	2	0.8
宅地化など土地の高度利用を進めていくべきである	1	0.4
合　計	253	100.0

資料　第2図に同じ

第3図　施策の体系

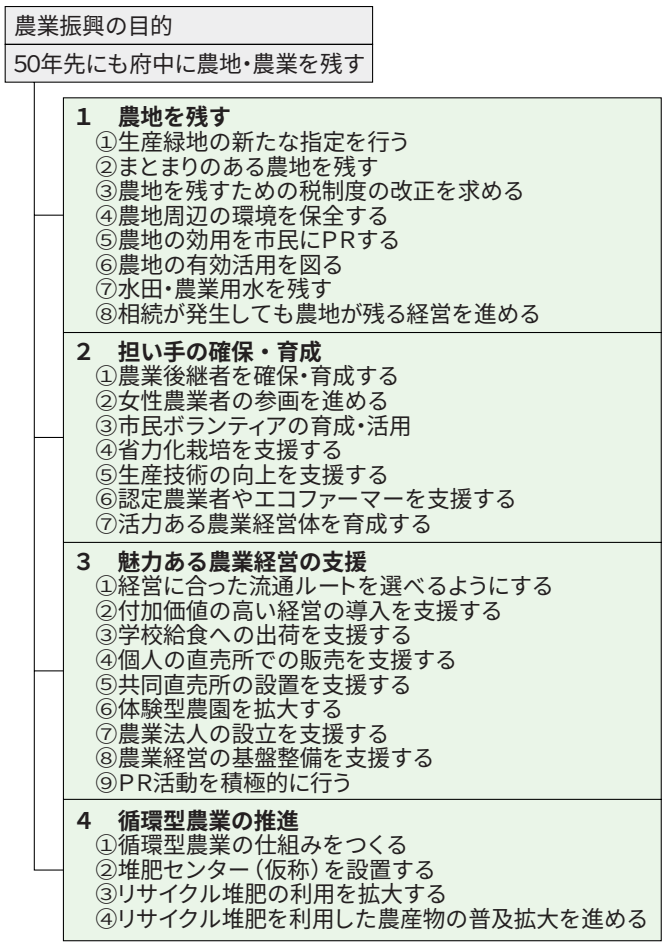

資料　第2図に同じ

民・市民団体，民間団体，行政が具体的にどのような役割を果たしていくかをも明確にしている。

3　JA兵庫六甲・阪神地域農業の推移と実態

同様に農協および地域概要について触れておけば，JA兵庫六甲は00年４月に９つのJAが合併して誕生したものである。管内は神戸市，芦屋市，西宮市，尼崎市，伊丹市，川西市，宝塚市，三田市にまたがっている。組合員数４万3,209名・444法人，貯金8,816億円，貸出金3,020億円，長期共済保有高２兆3,987億円（以上05年３月末），購買供給高62億円，販売品供給高137億円（以上，04年度実績）と，全国でも屈指の超大型JAの一つであるといえる。

05年７月に設立された都市農業研究会(注4)の報告書によると，管内地域は阪神地域で，武庫川と猪名川を中心とした地域で，江戸時代から野菜産地として発展し，尼薯(あまいも)，武庫一寸そらまめ，大市(おおいち)なすなどの伝統野菜が現在でも生産されている。

阪神地域は利便性と環境に恵まれ，「都市化がいち早くすすんだ地域」であるが，「近年，沈静化したとはいえ依然として開発圧力が高く，農業の維持が危ぶまれる状況」にある。

（注４）JA兵庫六甲は，管内のなかの阪神地域を対象に都市農業の今後のあり方とその振興方策をとりまとめるため，05年７月に都市農業研究会を立ち上げ，３回の研究会開催とNPO法人・食と農の研究所と共同実施したヒアリング調査，アンケート調査を踏まえて「阪神・都市農業振興に関する調査研究」報告書を10月に取りまとめている。本稿で特に注書がない限りは本報告書を参考にしている。なお，ここで阪神地域としているのは，JA兵庫六甲の中地域・東地域の中の都市的地域である尼崎市，西宮市，伊丹市，宝塚市（北部・西谷地区を除く），川西市である。

(1)　農業の推移と現状

①主な農産物

米，野菜，畜産，果実，苗木等の主な農産物の農業産出額は42億円（00年）で，野

第4図　農地面積の推移

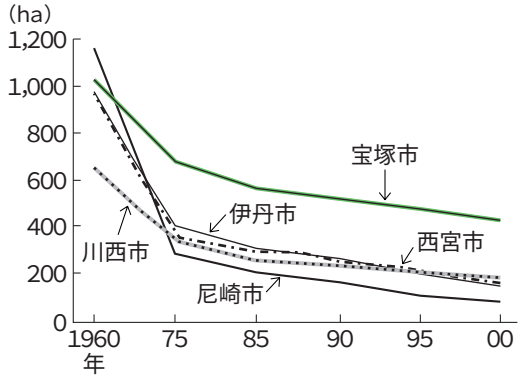

資料　兵庫六甲農業協同組合，NPO法人･食と農の研究所(2005)「阪神･都市農業振興に関する調査研究」

菜が23億円と半分強を占め，米６億円，苗木類等６億円，畜産５億円と続いている。

宝塚市は全国でも有数の植木の産地であり，西宮市は野菜，川西市はイチジク，栗が，尼崎市は盛んであった畜産から野菜へとシフトするなど，地域特性を生かした農業生産が行われているとともに，環境の変化にともない農業生産の内容も変わってきている。

②農地

第４図のとおり60年から00年の間に78.7％も農地は減少しており，60，70年代の減少，特に60年代の減少が著しい。

③農家戸数等

農家戸数も農地面積とほぼ併行した動きを示しているが，60年に8,816人いた販売農家数は，00年には1,523人，82.7％と，農地面積を上回る減少率となっている。

また，専兼業別内訳をみると，60年，専業24.2％，第１種兼業29.2％，第２種兼業46.6％だったものが，00年はそれぞれ14.6％，13.0％，72.4％へと変化しており，特に第１種兼業農家の減少が著しく，相対的に第２種兼業農家の割合が大きくなっている。なお，専業農家も大きく減少したとはいえ00年222戸が残っており，しかも各地域に分散して存在している（第11表）。

④農業経営・販売

第５図は生産者へのアンケート調査（05年実施）を集計・分析したものであるが，(注５)所得のなかで最も割合が高いのが不動産所得の39.6％で，農外の給与等は34.0％，大きく離れて年金19.0％，農業所得7.4％と続いている。基本的には不動産収入等農外所

第11表　農家数の推移(1960･1990･2000年調査)

（単位　戸）

		総農家数	自給的農家数	販売農家数				
				計	専業	兼業		
						計	第1種	第2種
1960年	尼崎市	2,330	-	2,330	617	1,713	526	1,187
	西宮市	1,735	-	1,735	557	1,178	471	707
	伊丹市	1,746	-	1,746	382	1,364	578	786
	宝塚市	1,844	-	1,844	354	1,490	605	885
	川西市	1,161	-	1,161	225	936	397	539
	合計	8,816	-	8,816	2,135	6,681	2,577	4,104
1990	尼崎市	606	306	300	58	242	34	208
	西宮市	732	277	455	61	394	113	281
	伊丹市	790	385	405	36	369	78	291
	宝塚市	978	319	659	118	541	78	463
	川西市	620	229	391	67	324	74	250
	合計	3,726	1,516	2,210	340	1,870	377	1,493
2000	尼崎市	400	231	169	31	138	11	127
	西宮市	495	211	284	56	228	39	189
	伊丹市	536	293	243	15	228	46	182
	宝塚市	751	217	534	77	457	67	390
	川西市	481	188	293	43	250	35	215
	合計	2,663	1,140	1,523	222	1,301	198	1,103

出典　第4図に同じ
資料　農林業センサス
(注)1　農家とは，経営耕地面積10a以上か販売金額が15万円以上の世帯。85年センサスまでは，西日本は5a以上か10万円以上の世帯。販売農家は90年より分類され，経営耕地面積が30a以上か農産物販売金額が50万円以上の世帯。
2　宝塚市は西谷地区を含む。

得によって家計が維持されているということができる。

農業が所得に占めるウェイトはわずかにすぎず，第６図によって農業生産とのかかわりをみると，自家用のみの生産が現在58.5%を占めている。しかしながら販売を前提にしているものと，余剰分を販売しているものとを合計すると36.9%となり，地域での新鮮な農産物供給に重要な役割を果たしているといえる。

出荷販売形態をみたものが第７図であるが，「出荷なし」は55.0%と自家用のみ生産の58.5%とほぼ近い数字となっている。現在，卸売市場，個人や飲食店への出荷が多いが，今後については卸売市場が減少し，直売所への販売を重視したいとの意向が強く，販売形態の多角化・分散化傾向が強まるとみられる。

なお，販売でのJA利用は卸売市場販売分にJAの農産物直売所での販売，さらには生産組織の量販店出荷分もあり，販売形態の多様化に当JAも積極的な取組みをはかってきたものである。

（注５）対象地域にある農会会員3,029戸に配布し，回収率は84.7%。

第5図　主たる生計

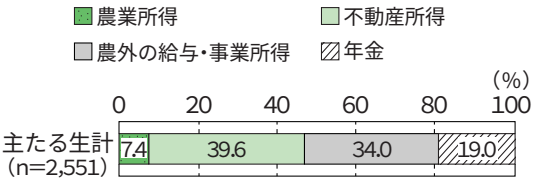

資料　第4図に同じ

第6図　現在と今後の農業生産の状況

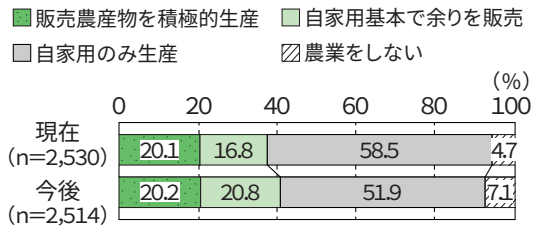

資料　第4図に同じ

第7図　現在および今後重視したい出荷販売形態

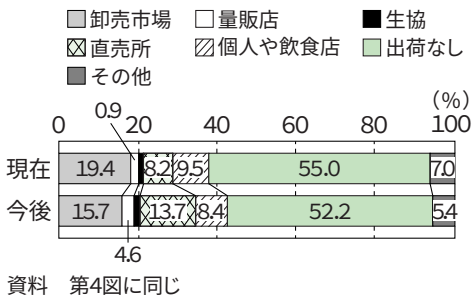

資料　第4図に同じ

⑵　農業継続の意向と継続の障害

先の第５図のとおり，農業所得のウェイトは小さいながらも，農業への取組みのウェイトはこれよりも大きくなっており，不動産所得，農外所得に依存しながらも比較的強い農業生産意欲を有しているとみることができよう。

農地についても，全体では55%が現状のままで農地を維持していきたいとしてお

第8図　農地維持の意向

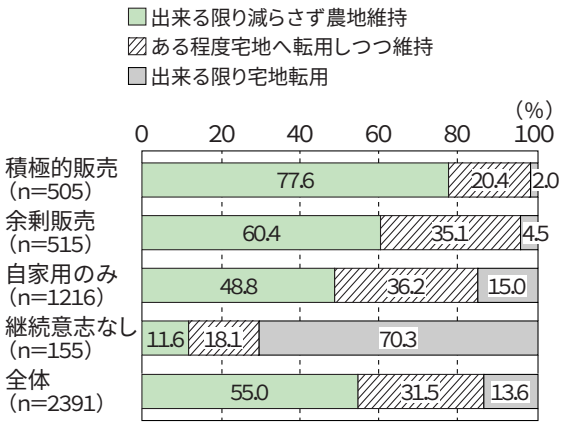

資料　第4図に同じ

り，ある程度転用はやむを得ないとするものも含めると，自家用のみであっても生産を行っている農家の農地維持の意向は強く，積極的に宅地を転用したいとしているものは13.6%にとどまっている（第８図）。

(3)　市民の意識

「阪神・都市農業振興に関する調査研究」は生産者を対象にヒアリングおよびアンケート調査を行ったことから，本地域の消費者・市民の意向に関するデータはない。しかしながら調査研究のための都市農業研究会には尼崎消費者協会，伊丹消費者協会の代表者等も委員として参加しており，消費者・市民の立場から安全・安心な農産物の供給はもちろんのこと，教育，食農文化，環境，景観，ネットワークづくり等々から都市農業・都市農地は大変重要であることについて繰り返し主張され，振興方策に消費者の声も色濃く反映されている。

(4)　阪神・都市農業の振興方策

ここでも参考までに振興方策(注６)に触れておく。実態と環境変化を踏まえて，基本方針としてJAの役割・存在意義を，第一に多様な形態での農業振興と農地の維持，第二に地域の社会環境との関係を深める，にまとめ，次の４つの領域に分けて第９図のとおり12の振興方策を打ち出している。

①地産地消を中心とした多様な流通チャネルの創出

②農地の維持と農業生産の効率化

③地域に根ざした安全・安心な食べものの提供

第9図　アクションモデル
―― 拠点施設の整備とネットワーク化 ――

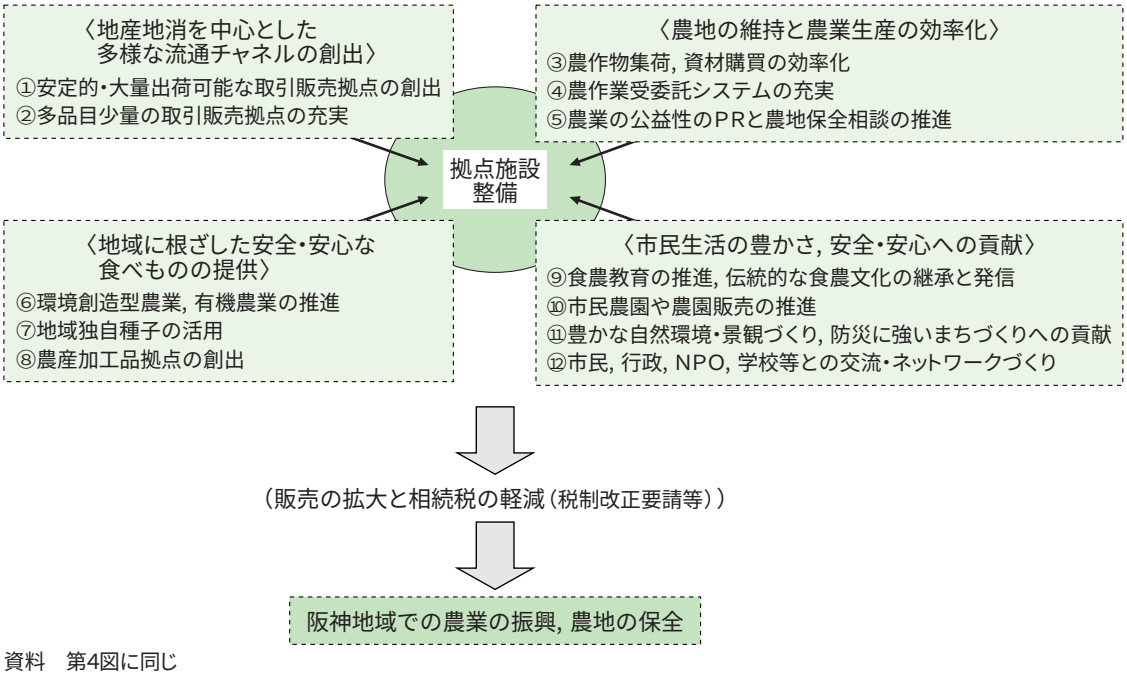

資料　第4図に同じ

④市民生活の豊かさ，安全・安心への貢献

そしてこれらを具体的に推進していくためには農地を保全するとともに，多様な販売形態を希望する多様な生産者のニーズへの対応策として，安定的・大量出荷と同時に多品種少量出荷にも対応可能なJA自体の販売力強化を最優先取組事項とし，食農文化の発信や産消交流の場をも兼ねた拠点施設の整備の必要性を強調したものとなっている。あわせて有機農業を含む環境創造型農業の推進，地域独自種子の活用等を強調している点に特徴がある。

（注６）00年合併を踏まえて02年度にさらなる協同活動の発展を目的として，変化する時代に対応して「JA兵庫六甲 06ビジョン」を策定しており，このなかで多チャンネル販売を推進するため「専業的な経営にも対応できる大型直売店の設置」と，営農体制の確立と地域に適合した活動を展開していくため「営農販売の拠点とするための阪神間への営農総合センターの設置」を打ち出した経過がある。

４　都市農業・農地の推移と実態

以上，東京圏と阪神地域の二つの事例を取り上げてみたが，全国動向も踏まえて都市農業・農地の推移と実態について次のように総括することができよう。事例紹介と同様にいくつかの項目に分けて整理する。

①農地

農地面積は昭和30（1955）年代，昭和40（1965）年代の減少が著しいが，その後もスピードは鈍ったとはいえ，全国ベースに比べて大きな減少を示している。府中市，阪神地域とも40～50年の間に農地面積は２割前後にまで縮小している。

②経営形態

農地と併行して農家戸数も同様に減少するとともに，小規模経営，第２種兼業農家へとシフトしており，第２種兼業農家の割合が府中市で91.8％（04年度），阪神地域72.4％（00年）と圧倒的多数を占めている。しかしながら数は少ないながらも専業農家，第１種兼業農家もしっかりと存在しており，高度な技術を生かしつつ農業生産への意欲的な取組みを続けているとともに，地域のリーダーとしての役割を果たしているものも多い。こうした農家のなかには経営規模拡大の意向を有しているものもある。

③担い手

府中市の場合には61歳以上の生産者の割合が57.4％（04年度）を占めているように，ここでも高齢化が進展しており，10年，20年先には相続が大量に発生する可能性が高い。

④農業経営

多品種少量生産への取組みが多く，植木，花卉・花木等の高付加価値農産物，あるいは伝統野菜等地域特性を生かしたものが多く生産され，差別化がはかられている。また時代の流れへの反応が機敏で，生産品目の変化は激しい。なお，畜産については悪臭等公害を発生しやすく近隣住民とのトラブルがあっては継続困難であること等から大きく減少している。

⑤販売

阪神地域での自家用生産者の割合が６割弱となっているように，自家用生産の第２

種兼業農家が過半を占めているが，専業，第１種兼業農家は高度集約的な技術を駆使するとともに，消費者との距離が近いことを生かしての直売への取組みに力を入れており，府中市の場合には市場出荷は３分の１程度にとどまっている。新鮮で安心できる農産物の供給に大きな役割を発揮しているということができる。

⑥農業継続および農地維持の意向

府中市の場合には農業経営の「現状を維持したい」とする農家が８割を占めており，農外収入はありながらも相対的に農業への取組意欲は高いことがうかがわれる。また，阪神地域では農地維持の意向について尋ねているが，維持していきたいとする農家の割合は55％となっているものの，積極的に宅地転用の意向をもっている農家は13.6％にとどまっており，農業継続，農地維持意向は根強いものがあると理解される。

⑦市民意識

府中市の場合，「これ以上農地を減らさないでほしい」「できる限り農地を残してほしい」とする回答が94％にも達しており，さらに農地は不要，あるいは宅地化を希望する割合はわずかに1.2％にすぎないことが示しているように，都市農地に対する市民の理解・期待にはきわめて高いものがあるといえる。

以上，府中市と阪神地域に共通する部分に着目して整理してきたが，府中市と阪神地域の差異として，第一に府中市に比較して阪神地域の専業農家，第１種兼業農家の割合が高いこと，第二に農業継続，農地維持についての意向が府中市のほうが強いように見受けられること，の２点を指摘することができる。

二つの事例だけによる相互比較で安易な断定は禁物ではあるが，あえて他のいくつかの現場も含めて歩いてみての印象をも踏まえていえば，これは首都圏と近畿圏の東西の差，あるいはどちらかがより都市農業への取組みが熱心であるということよりは，都市化の進行度合いが府中市のほうがすすんでおり，都市農業の分解・減少の程度が府中市の方が激しいことから両者の差異がもたらされているように感じられる。すなわち府中市においては開発の波により激しくさらされることによって，生産者・農地ともに残るべきものが残り，そうでないものはかなりの部分がすでに生産を縮小・中止をし，農地も転用されてしまい，それだけに都市農業・農地の機能・多面的な役割についての市民の意識も先鋭にあらわれてきている，と考えられるのである。まさに都市農業・農地が減退・縮小し，もはや取り返しのつかない存在となってしまって，やっとその持っている価値，貴重さが認識され，都市農業・農地の再評価気運が盛り上がってくるという皮肉な現象が発生しているとみることができるのではないかと思われる。

あらためて市街化区域農地面積は8.9万ha（04年，生産緑地を含まず），生産緑地地区面積も1.5万haにまで減少しており，現状のままでは，今後10年，20年先のうちに

は相続が大量に発生し，残り少ない都市農地のさらなる大幅減少が懸念される事態にあることをあらためて強調しておきたい。

結　語

本稿では市町村等を中心とした地域レベルの事例をもとに整理してきたが，都市農業・農地の実情を押さえるためには個別経営レベルを含めての整理が不可欠であることから，次回では個別経営に焦点をあてて分析した上で，都市農業・農地の実情と課題についてあらためて整理することにする。

なお，引き続き神奈川県や横浜市，さらにはJAの都市農業振興への取組事例等をも踏まえて，国土ビジョンの形成と政策提言に触れていくことにしたい。

＜参考文献・資料＞
・拙稿（2005）「日本農業における都市農業」『農林金融』６月号
・府中市（2005）「府中市農業振興計画」
・兵庫六甲農業協同組合，ＮＰＯ法人・食と農の研究所（2005）『阪神・都市農業振興に関する調査研究』

（特別理事　蔦谷栄一・つたやえいいち**）**

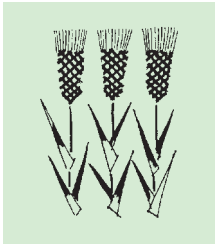

中小企業向け融資を巡る金融機関の動向

2005年に入り，多くの金融機関では，収益源の確保・拡大のため，貸出に対する取組姿勢を強化している。特に，中小企業向け融資に関する取組みを強化している点は，ここ数年の違いとして注目される。以下では，90年代末以降，中小企業向け融資に対する金融機関の取組みが，どのように変化してきたのかを整理した。

90年代末――“貸し渋り”から自動審査化へ

バブル崩壊以降，銀行等金融機関は不良債権の増大により，中小企業向け融資への取組姿勢を一斉に手控えた。その結果，資金繰りに困る中小企業が増え，それらを対象に無担保で迅速に貸し出すノンバンク・「商工ローン」が急成長した。しかし，「商工ローン」は貸出金利が非常に高いうえ，自殺者が出るほどの強引な取り立て等により，98年ごろには社会問題となった。さらに，「商工ローンの拡大は銀行の“貸し渋り”が原因」と銀行への批判が一層高まった。こうしたことから，99年には中小企業向け融資の拡大等を目的に，大手銀行に対して公的資金が注入された。

一方，大手銀行等金融機関としても収益改善のため，中小企業向け融資を効率的に進める必要があった。そこで，これまで個別審査が基本であった中小企業向け融資を迅速且つ低コストで行おうと，財務データや経営者個人の属性等をもとに，定型的に審査する自動審査システムの導入を進めた。

そして，99年には大手銀行に先駆け，東京都民銀行が自動審査システムによる中小企業向けの無担保ローン（以下「中小企業向けローン」）を開始したほか，00年ごろには大手銀行や一部の地銀で同ローンの取扱いが始まった。

01年以降――ノンバンクとの提携開始

01年ごろになると，「中小企業向けローン」の拡大を目的に，銀行とノンバンクとの提携が始まった。例えば，住友信託銀行はアイフルと共同で，01年に中小企業向けローン会社「ビジネクスト」を設立し，翌年には新生銀行がニッシンと「新生ビジネスファイナンス」を設立した。

また，04年の三菱東京FGとアコム，三井住友FGとプロミス等，大手銀行グループと大手消費者金融会社との提携でも，中小企業向けローンの共同開発が課題としてあげられている。これは，中小企業向け融資の場合，会社の規模が小さくなるほど会社と経営者個人との区別が曖昧で，財務諸表など会社情報だけでは審査が不十分と言われている。そこで，経営者個人への審査ノウハウをもつノンバンクと組むことで，個人事業主等小規模企業への融資拡大が図られている。

02年以降――大手行による推進体制の整備

また，02年には三井住友銀行が，中小企業向けに5,000万円までを最長５年間貸し出す「中小企業向けローン」である「ビジネスセレクトローン」を開始したほか，みずほ銀行，旧東京三菱銀行，旧UFJ銀行でも同様のローンを03年度までに開始した。さらに，支店長の決裁上限額の拡大や，後方事務を集中的に行う部署の新設等，「中小企業向けローン」の推進体制が整備された。

この時期に大手銀行による「中小企業向けローン」への取組みが一層強化された背景には，02年に公表された「金融再生プログラム」で中小企業向け貸出の拡大が要請されたことのほか，「中小企業向けローン」

中小企業向けローンを巡る金融機関の主な動き

時期	主 な 動 き
バブル崩壊 ～90年代後半	・バブル崩壊以降，民間金融機関の中小企業向け融資低調。一方，「商工ローン」の中小企業向け無担保ローン増加
1998年	・商工ローンによる高金利貸出・強引な取り立てが社会問題化
1999	・大手銀行15行に公的資金注入（3月） ・東京都民銀行（4月），旧さくら銀行（10月）で「中小企業向けローン」開始 ・貸金業規制法，出資法改正＜上限金利40.004→29.2％＞
2001	・住友信託銀行とアイフルが「ビジネクスト」設立（1月）
2002	・三井住友銀行が「ビジネスセレクトローン」（中小企業向けローン）開始・申込み――融資実行まで24時間以内の体制整備（3月） ・「金融再生プログラム」公表（10月） ・みずほ銀行が「アドバンス・パートナー」（中小企業向けローン）開始（11月） ・りそなグループが申込み――融資実行まで24時間以内の体制整備（11月） ・新生銀行がニッシンと「新生ビジネスファイナンス」設立（11月）
2003	・リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（3月） ・旧東京三菱銀行が「融活力」，旧UFJ銀行「ビジネスローン」開始（ともに中小企業向けローン）（5月） ・三井住友銀行が「クライアントサポートローン」（債務超過企業に対するローン）開始（8月） ・大手銀行で「中小企業向けローン」の支店長決裁の上限額拡大
2004	・三菱東京FGとアコムとの資本・業務提携（3月） ・三井住友銀行が成長企業向け定型ローン「Vファンド」開始（4月） ・三井住友FGとプロミスとの資本・業務提携（6月） ・三井住友銀行が中小企業向けローンの軽量店舗を設置 ・ノンバンクが中小企業向けローンで地域金融機関と提携を加速
2005	・中央三井信託銀行とニッシンと「中央三井ファイナンスサービス」開業（2月） ・オリコと伊藤忠ファイナンスが中小企業向けローンで提携（4月） ・旧東京三菱銀行が「中小企業向け無担保ローン」の軽量店舗を各地に開設 ・旧UFJ銀行が中小企業向けカードローンに参入 ・農業者向け，医療・福祉等向け融資拡大 ・地域金融機関とノンバンクとの提携（中小企業向けローン）進む

資料　新聞記事等を参考に作成

を新たな収益源として拡大させる必要があったことなどが考えられる。

05年以降――貸出競争の活発化

05年に入ると，「中小企業向けローン」に対する金融機関の取組みが一層強化された。

例えば，大手銀行はこれまで手薄だった地方都市の中小企業に対し，FAXやインターネット等を使い，自動審査による迅速対応と優遇金利を武器に積極的なアプローチを展開している。さらに，営業店がない地方都市に「中小企業向けローン」に特化した軽量店舗の設置を進めている。

こうした大手銀行の攻勢に対し，地域金融機関では財務状況の良い取引先に大幅な優遇金利を提示するなどにより対抗しており，地方都市の中小企業を巡る大手銀行と地域金融機関の貸出競争が活発化している。

このほか，地域金融機関では新たな貸出対象を確保しようと，ノンバンクとの提携をもとに，個人事業主やリスクの高い業者向け，さらに農業者あるいは医療・福祉等これまであまり積極的には取り組んでこなかった層への融資拡大にも積極的な取組みを進めている。

このように，90年代末以降，中小企業向け融資は，審査の定型化・自動化が進み，多くの金融機関では無担保ローン・「中小企業向けローン」を核に中小企業向け融資を積極的に進めている。さらに，リスクの高い層への融資拡大をねらったノンバンクとの提携も加速しており，今後の動きが注目される。

（副主任研究員　栗栖祐子・くりすゆうこ）

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(49)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(49)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(49)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(50)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(50)
6．農業協同組合　主要勘定……(50)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(52)
8．漁業協同組合　主要勘定……(52)
9．金融機関別預貯金残高……(53)
10．金融機関別貸出金残高……(54)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3243）7351
ＦＡＸ 03（3270）2658

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2000. 12	**32,755,450**	**6,591,506**	**12,591,458**	**2,651,794**	**19,967,821**	**22,678,345**	**6,640,454**	**51,938,414**
2001. 12	**38,052,351**	**6,151,619**	**9,483,265**	**1,363,324**	**23,425,917**	**24,534,283**	**4,363,711**	**53,687,235**
2002. 12	**39,116,134**	**5,830,862**	**11,467,780**	**1,128,617**	**26,804,149**	**20,459,718**	**8,022,292**	**56,414,776**
2003. 12	**38,581,874**	**5,303,814**	**14,177,484**	**2,801,562**	**32,544,886**	**15,704,362**	**7,012,362**	**58,063,172**
2004. 12	**39,581,803**	**4,831,925**	**15,150,680**	**1,943,188**	**35,484,481**	**15,305,064**	**6,831,675**	**59,564,408**
2005. 7	40,524,868	4,661,345	14,662,264	1,378,535	37,041,927	13,941,676	7,486,339	59,848,477
8	40,691,335	4,680,045	15,473,295	1,216,944	37,482,258	14,813,201	7,332,272	60,844,675
9	40,693,656	4,671,698	18,989,850	1,203,755	40,218,462	13,849,162	9,083,825	64,355,204
10	41,149,635	4,699,822	19,293,072	1,487,607	41,072,158	14,051,790	8,530,974	65,142,529
11	41,747,543	4,721,201	20,305,783	888,107	42,822,112	12,976,821	10,087,487	66,774,527
12	41,126,783	4,757,210	22,381,301	994,511	43,448,847	13,465,331	10,356,605	68,265,294

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2005年12月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,649,128	2,512	1,189,445	288	92,724	−	33,934,096
水産団体	1,131,720	−	106,273	78	11,928	−	1,250,000
森林団体	1,674	15	4,036	14	120	−	5,860
その他会員	971	−	4,481	−	0	−	5,451
会員計	33,783,493	2,527	1,304,234	380	104,772	−	35,195,407
会員以外の者計	740,683	46,253	361,934	108,858	4,667,155	6,493	5,931,376
合計	**34,524,176**	**48,780**	**1,666,168**	**109,238**	**4,771,928**	**6,493**	**41,126,783**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分は，別段預金（会員以外の者）　775,731百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2005年12月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	72,714	9,558	191,443	0	273,716
	開拓団体	389	18	−	−	406
	水産団体	48,649	13,284	48,538	93	110,564
	森林団体	5,670	9,744	2,859	45	18,318
	その他会員	88	316	160	0	564
	会員小計	127,510	32,920	243,000	139	403,569
	その他系統団体等小計	249,726	36,717	118,774	182	405,398
	計	377,236	69,637	361,774	321	808,967
関連産業		2,124,856	76,754	1,897,459	26,040	4,125,109
その他		8,331,583	14,741	184,624	307	8,531,256
合計		**10,833,675**	**161,132**	**2,443,857**	**26,668**	**13,465,332**

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2005. 7	5,301,655	35,223,213	40,524,868	76,610	4,661,345
8	5,528,468	35,162,867	40,691,335	64,110	4,680,045
9	5,632,332	35,061,324	40,693,656	15,110	4,671,698
10	6,207,625	34,942,010	41,149,635	130,160	4,699,822
11	6,997,679	34,749,864	41,747,543	30,660	4,721,201
12	6,600,882	34,525,901	41,126,783	12,550	4,757,210
2004. 12	5,426,477	34,155,326	39,581,803	46,880	4,831,925

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2005. 7	104,781	1,273,753	37,041,927	11,260,311	14,557	−	173,870
8	133,833	1,083,110	37,482,258	11,510,219	14,373	−	172,345
9	96,301	1,107,453	40,218,462	12,177,583	12,481	−	160,543
10	117,660	1,369,945	41,072,158	12,133,486	12,641	−	161,726
11	113,519	774,588	42,822,112	12,582,209	11,843	102,700	162,318
12	82,219	912,291	43,448,847	12,579,696	12,988	621,800	161,132
2004. 12	109,749	1,833,438	35,484,481	12,569,411	25,071	−	210,333

（注）　1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。　　4 2005年3月，科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2005. 7	49,912,150	48,387,881	419,663	76,464	1,136,991
8	49,332,504	47,900,249	434,190	69,840	1,132,793
9	49,084,278	47,732,082	304,710	69,838	1,132,792
10	49,122,972	47,772,781	384,150	69,835	1,132,795
11	49,149,373	47,828,978	399,890	69,835	1,132,794
12	49,588,347	47,989,498	396,380	71,795	1,132,794
2004. 12	49,480,308	47,786,123	250,133	68,167	1,122,555

（注）　1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　　2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年４月からコールローンは，金融機関貸付から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2005. 6	23,813,410	55,014,117	78,827,527	589,503	423,902
7	23,500,343	55,268,065	78,768,408	601,543	435,518
8	23,649,693	55,258,737	78,908,430	604,270	438,423
9	23,519,154	55,007,166	78,526,320	609,177	439,553
10	24,109,352	54,813,804	78,923,156	598,872	429,046
11	23,928,074	54,912,193	78,840,267	580,421	411,444
2004. 11	22,723,931	54,742,729	77,466,660	590,055	423,673

（注）　1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
576,011	2,882,061	1,224,999	9,902,583	59,848,477
917,590	2,362,423	1,224,999	10,904,173	60,844,675
840,136	1,963,754	1,224,999	14,945,851	64,355,204
134,584	1,725,309	1,224,999	16,078,020	65,142,529
393,838	1,736,273	1,224,999	16,920,013	66,774,527
208,975	1,869,406	1,450,717	18,839,653	68,265,294
192,256	2,790,650	1,224,999	10,895,895	59,564,408

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
11,246,512	2,494,960	26,332	13,941,676	1,023,873	6,447,910	59,848,477
12,177,849	2,440,564	22,442	14,813,201	765,025	6,552,875	60,844,675
11,266,352	2,398,249	24,017	13,849,162	811,845	8,259,500	64,355,204
11,397,918	2,468,722	23,422	14,051,790	802,070	7,716,265	65,142,529
10,368,135	2,423,213	23,153	12,976,821	906,168	9,066,776	66,774,527
10,833,674	2,443,857	26,667	13,465,331	953,232	8,768,586	68,265,294
12,291,506	2,766,774	36,450	15,305,064	704,201	6,102,404	59,564,408

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
49,381	29,971,680	29,858,392	0	327,574	15,807,373	5,895,846	979,172
50,907	29,153,275	29,010,866	0	320,995	16,147,831	5,811,960	988,931
46,876	28,629,027	28,486,724	10,000	310,683	16,270,710	6,039,448	1,011,546
49,446	28,289,592	28,147,485	0	326,694	16,615,083	6,081,226	1,012,405
52,735	28,228,042	28,094,970	0	327,153	16,639,168	6,059,312	1,018,678
89,305	28,260,774	28,130,023	0	313,120	16,690,734	6,247,963	1,181,776
97,036	29,638,227	29,508,126	0	340,089	15,474,875	5,876,786	905,528

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
393,882	54,924,498	54,718,194	3,953,026	1,403,909	21,218,862	323,891	883
394,564	54,922,932	54,725,025	4,022,040	1,463,102	21,235,604	323,759	883
396,231	54,700,069	54,499,670	4,204,296	1,586,687	21,329,008	325,535	881
384,003	54,413,151	54,214,643	4,262,906	1,640,408	21,297,602	320,448	880
385,087	54,536,686	54,338,398	4,460,123	1,796,136	21,238,787	321,803	879
403,189	54,417,763	54,219,691	4,457,021	1,776,609	21,199,396	313,663	878
409,023	53,109,715	52,889,706	4,255,920	1,661,938	21,360,202	332,368	904

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2005. 9	2,152,895	1,535,285	34,873	66,263	14,379	1,316,014	1,277,780	147,903	748,263
10	2,197,345	1,562,052	33,360	66,716	15,072	1,354,719	1,314,287	149,148	751,064
11	2,175,112	1,536,768	31,918	66,829	15,330	1,339,980	1,300,241	147,517	739,290
12	2,210,385	1,539,111	31,314	67,178	15,779	1,354,735	1,310,631	148,575	757,240
2004. 12	2,209,723	1,614,053	46,276	64,147	16,606	1,359,082	1,313,469	153,465	751,924

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2005. 7	966,363	571,671	253,604	188,928	126,136	7,196	908,074	880,755	8,491	298,601	10,179	320
8	961,642	567,206	255,522	188,512	126,366	7,833	903,891	878,529	9,757	299,079	10,118	287
9	972,458	568,070	250,888	184,041	126,133	7,189	919,315	894,336	8,289	296,798	10,041	284
10	1,001,290	590,602	245,139	178,390	125,431	7,545	942,590	920,633	7,836	293,025	9,888	268
2004. 10	1,081,245	670,950	276,955	200,601	132,028	7,554	987,072	963,059	11,893	347,034	11,846	375

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2002. 3	735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,393,418
	2003. 3	744,203	501,817	2,377,699	1,813,487	561,426	1,035,534	148,362	2,332,465
	2004. 3	759,765	491,563	2,456,008	1,825,541	552,400	1,055,174	152,526	2,273,820
	2004. 12	783,907	494,803	2,410,195	1,868,042	540,635	1,085,557	156,737	2,193,705
	2005. 1	778,576	491,562	2,416,332	1,842,403	532,775	1,073,341	155,504	2,179,251
	2	780,957	493,051	2,421,313	1,851,089	534,812	1,078,486	155,950	2,174,407
	3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,325	156,095	2,141,490
	4	780,703	490,377	2,470,674	1,880,588	540,275	1,085,423	157,121	2,135,640
	5	778,768	489,979	2,493,531	1,871,665	535,777	1,079,152	156,417	2,110,906
	6	788,275	498,596	2,436,783	1,889,928	542,190	1,088,655	157,974	2,110,407
	7	787,684	499,122	2,451,494	1,874,942	540,380	1,087,221	158,141	2,095,013
	8	789,084	493,325	2,458,084	1,869,112	538,447	1,088,765	158,409	2,087,917
	9	785,248	490,843	2,492,478	1,866,778	541,795	1,089,613	159,594	2,066,556
	10	789,232	491,230	2,447,815	1,851,876	537,013	1,089,159	158,914	2,062,472
	11	788,403	491,494	2,498,956	1,868,721	538,828	1,087,826	158,537	2,042,425
	12	P 797,039	495,883	2,449,615	1,885,784	547,512	1,103,111	P 160,564	2,044,351
前年同月比増減率	2002. 3	2.0	2.4	9.8	1.6	△1.4	△0.9	△15.0	△4.2
	2003. 3	1.2	△0.3	3.0	△0.0	0.3	0.7	△3.4	△2.5
	2004. 3	2.1	△2.0	3.3	0.7	△1.6	1.9	2.8	△2.5
	2004. 12	2.2	△0.4	1.8	2.4	△3.3	1.6	2.2	△4.6
	2005. 1	2.3	△0.1	1.6	2.4	△3.1	1.6	2.1	△5.0
	2	2.3	△0.4	1.3	2.3	△3.1	1.6	2.0	△5.3
	3	2.2	△1.6	0.6	2.9	△2.3	1.8	2.3	△5.8
	4	2.3	△0.3	1.1	2.8	△2.4	2.1	2.6	△6.0
	5	2.1	△0.5	1.0	2.1	△3.0	1.7	2.3	△6.5
	6	2.1	△0.3	0.9	2.2	△2.7	1.7	2.5	△6.7
	7	2.1	△0.2	1.3	2.3	△2.8	1.6	2.5	△6.8
	8	2.1	△1.6	1.8	2.3	△2.8	1.7	2.6	△6.9
	9	2.0	△1.9	2.9	2.6	△2.7	1.8	2.9	△6.8
	10	1.8	1.0	0.9	0.6	1.3	1.6	2.5	△6.9
	11	1.8	0.9	1.3	1.1	1.5	1.6	2.6	△6.9
	12	P 1.7	0.2	1.6	0.9	1.3	1.6	P 2.4	△6.8

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，郵便局は郵政公社，その他は日銀資料（ホームページ等）による。なお，信用組合の速報値（P）は全信組中央協会調べ。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2002. 3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006
	2003. 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376
	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755
	2004. 12	207,570	49,713	1,851,263	1,372,238	403,283	629,296	92,358	4,804
	2005. 1	207,025	49,601	1,830,140	1,360,942	397,480	620,383	91,546	4,839
	2	207,241	49,620	1,837,058	1,363,706	397,107	619,366	91,519	4,798
	3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,935	620,948	91,836	4,814
	4	206,927	47,950	1,811,947	1,361,995	398,773	618,219	91,306	P 4,645
	5	207,279	48,369	1,791,999	1,352,057	396,148	613,898	90,893	P 4,798
	6	206,958	48,259	1,795,944	1,352,762	398,357	615,243	91,048	P 4,476
	7	207,125	49,166	1,814,026	1,361,638	402,174	619,498	91,693	P 4,356
	8	208,060	48,231	1,790,637	1,357,891	400,033	616,620	91,579	P 4,314
	9	207,787	50,279	1,842,021	1,367,078	403,233	623,513	92,434	P 4,441
	10	207,190	50,688	1,830,164	1,362,634	401,469	620,399	92,093	P 4,360
	11	206,872	50,406	1,846,730	1,369,191	403,979	621,327	92,405	P 4,479
	12	P 206,215	50,662	1,854,445	1,395,800	412,429	631,723	P 93,400	P 3,929
前年同月比増減率	2002. 3	△1.1	△0.7	△4.9	0.2	△4.6	△3.4	△10.9	△14.5
	2003. 3	△1.2	△2.9	1.5	△0.5	△3.5	△2.1	△23.2	△9.0
	2004. 3	△0.2	4.4	△5.7	△0.0	△2.1	△0.6	△0.3	△9.7
	2004. 12	△0.5	△1.2	△5.6	1.5	△4.8	△0.6	△0.0	△13.3
	2005. 1	△0.5	△0.8	△5.7	1.1	△5.4	△1.2	△0.4	△13.2
	2	△0.5	0.1	△4.3	1.2	△5.4	△1.1	△0.4	△13.0
	3	△0.9	△0.2	△4.7	1.4	△4.3	△0.2	0.7	△16.4
	4	△1.1	△0.4	△3.6	1.9	△3.8	0.2	0.7	P △18.1
	5	△0.9	△0.4	△4.8	2.0	△4.0	△0.1	0.5	P △17.9
	6	△1.0	0.1	△4.4	2.2	△3.5	△0.0	0.7	P △18.7
	7	△1.0	0.7	△3.9	2.3	△3.1	△0.0	0.9	P △18.7
	8	△0.7	△0.3	△5.3	2.9	△2.9	0.0	0.9	P △19.3
	9	△0.8	0.9	△2.3	2.9	△2.7	0.2	1.1	P △18.9
	10	△0.8	1.8	△1.3	1.0	1.4	△0.2	0.7	P △18.3
	11	△0.8	2.0	△0.2	1.7	2.1	0.2	1.0	P △18.8
	12	P △0.7	1.9	0.2	1.7	2.3	0.4	P 1.1	P △18.2

（注） 1 表9（注）に同じ。ただし郵便局の確定値は，ホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。